令和2年3月

郡山市議会定例会議案

(令和2年度予算案等)

り

議案第25号	令和 2 年度郡山市一般会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第26号	令和 2 年度郡山市国民健康保険特別会計予算	15
議案第27号	令和 2 年度郡山市後期高齢者医療特別会計予算	19
議案第28号	令和 2 年度郡山市介護保険特別会計予算 ····································	23
議案第29号	令和 2 年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計予算	27
議案第30号	令和 2 年度郡山市県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計予算	31
議案第31号	令和 2 年度郡山市県中都市計画中谷地土地区画整理事業特別会計予算	35
議案第32号	令和 2 年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計予算	39
議案第33号	令和 2 年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計予算	43
議案第34号	令和 2 年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計予算	47
議案第35号	令和 2 年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計予算	51
議案第36号	令和 2 年度郡山市駐車場事業特別会計予算	55
議案第37号	令和 2 年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計予算	59
議案第38号	令和 2 年度郡山市総合地方卸売市場特別会計予算	63
議案第39号	令和 2 年度郡山市工業団地開発事業特別会計予算	69
議案第40号	令和 2 年度郡山市熱海温泉事業特別会計予算	73
議案第41号	令和 2 年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 ····································	77
議案第42号	令和 2 年度郡山市湖南簡易水道事業特別会計予算	81
議案第43号	令和 2 年度郡山市中田簡易水道事業特別会計予算	85
議案第44号	令和 2 年度郡山市熱海中山簡易水道事業特別会計予算	89
議案第45号	令和 2 年度郡山市多田野財産区特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	93
議案第46号	令和 2 年度郡山市河内財産区特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	97
議案第47号	令和 2 年度郡山市片平財産区特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	101
議案第48号	令和 2 年度郡山市月形財産区特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	105
議案第49号	令和 2 年度郡山市舟津財産区特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	109

議案第50号	令和 2 年度郡山市舘財産区特別会計予算 ····································	113
議案第51号	令和 2 年度郡山市浜路財産区特別会計予算 ····································	117
議案第52号	令和 2 年度郡山市横沢財産区特別会計予算 ····································	121
議案第53号	令和 2 年度郡山市中野財産区特別会計予算 ····································	125
議案第54号	令和 2 年度郡山市後田財産区特別会計予算 ····································	129
議案第55号	令和2年度郡山市水道事業会計予算 ····································	133
議案第56号	令和 2 年度郡山市工業用水道事業会計予算 ····································	137
議案第57号	令和2年度郡山市下水道事業会計予算 ····································	139
議案第58号	令和2年度郡山市農業集落排水事業会計予算 ····································	143
議案第59号	郡山市部活動指導員の給与及び費用弁償に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	147
議案第60号	郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償に関する条例	149
議案第61号	郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
議案第62号	郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
議案第63号		157
議案第64号	郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
	郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・	171
議案第66号	郡山市地域交流センター条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	173
議案第67号	郡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
議案第68号	郡山市動物愛護管理員設置条例	201
議案第69号	郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	203
議案第70号		205
議案第71号	郡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	219
議案第72号	土地区画整理法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係規程の整備に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	225
議案第73号	郡山市都市公園条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	231
議案第74号	郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	235
		237
議案第76号	郡山市体育施設条例の一部を改正する条例 ····································	239
議案第77号	包括外部監査契約について	241

令和2年度郡山市一般会計予算

令和2年度郡山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,680,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法 は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した た給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 市税		50, 911, 935
	1 市民税	21, 956, 491
	2 固定資産税	19, 583, 436
	3 軽自動車税	847, 827
	4 市たばこ税	2, 982, 664
	5 入湯税	70, 200
	6 事業所税	1, 970, 167
	7 都市計画税	3, 501, 150
2 地方譲与税		1, 198, 708
	1 地方揮発油譲与税	304, 984
	2 自動車重量譲与税	841, 691
	3 地方道路讓与税	1
	4 森林環境讓与税	52, 032
3 利子割交付金		27, 107
	1 利子割交付金	27, 107
4 配当割交付金		137, 733
	1 配当割交付金	137, 733
5 株式等譲渡所得割交付金		74, 490
	1 株式等譲渡所得割交付金	74, 490
6 法人事業税交付金		539, 834
	1 法人事業税交付金	539, 834
7 地方消費税交付金		7, 829, 575
	1 地方消費税交付金	7, 829, 575
8 ゴルフ場利用税交付金		18, 803
	1 ゴルフ場利用税交付金	18, 803

(単位 千円)

款	項	金額
9 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
10 環境性能割交付金		96, 788
	1 環境性能割交付金	96, 788
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		2, 760
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2, 760
12 地方特例交付金		249, 980
	1 地方特例交付金	249, 980
13 地方交付税		8, 335, 000
	1 地方交付税	8, 335, 000
14 交通安全対策特別交付金		55, 735
	1 交通安全対策特別交付金	55, 735
15 分担金及び負担金		421, 667
	1 分担金	24, 080
	2 負担金	397, 587
16 使用料及び手数料		2, 533, 465
	1 使用料	1, 580, 288
	2 手数料	953, 177
17 国庫支出金		21, 016, 657
	1 国庫負担金	14, 557, 658
	2 国庫補助金	6, 388, 257
	3 委託金	70, 742
18 県支出金		27, 163, 426
	1 県負担金	5, 380, 912
	2 県補助金	21, 185, 353

(単位 千円)

款	項	金 額
	3 委託金	597, 161
19 財産収入		93, 477
	1 財産運用収入	77, 113
	2 財産売払収入	16, 364
20 寄附金		68, 709
	1 寄附金	68, 709
21 繰入金		5, 121, 961
	1 特別会計繰入金	104, 114
	2 基金繰入金	5, 017, 847
22 繰越金		1, 600, 000
	1 繰越金	1, 600, 000
23 諸収入		4, 319, 589
	1 延滞金、加算金及び過料	80, 003
	2 市預金利子	4, 000
	3 貸付金元利収入	3, 602, 127
	4 受託事業収入	116, 276
	5 雑入	517, 183
24 市債		10, 862, 600
	1 市債	10, 862, 600
歳	合 計	142, 680, 000

款	項	金額
1 議会費		676, 977
	1 議会費	676, 977
2 総務費		10, 557, 138
	1 総務管理費	7, 904, 093
	2 徴税費	1, 561, 424
	3 戸籍住民基本台帳費	719, 017
	4 選挙費	102, 860
	5 統計調査費	176, 825
	6 監査委員費	92, 919
3 民生費		47, 314, 872
	1 社会福祉費	3, 235, 164
	2 心身障害者福祉費	6, 697, 298
	3 老人福祉費	9, 803, 543
	4 児童福祉費	21, 542, 130
	5 生活保護費	5, 657, 101
	6 災害救助費	379, 636
4 衛生費		27, 625, 725
	1 保健衛生費	22, 586, 591
	2 清掃費	4, 804, 547
	3 上水道費	12, 559
	4 簡易水道費	222, 028
5 労働費		122, 628
	1 労働諸費	122, 628
6 農林水産業費		5, 493, 765
	1 農業費	5, 071, 103

(単位 千円)

款	項	金額
	2 林業費	422, 662
7 商工費		5, 056, 688
	1 商工費	5, 056, 688
8 土木費		14, 767, 088
	1 土木管理費	398, 223
	2 道路橋りょう費	4, 027, 092
	3 河川費	978, 715
	4 都市計画費	8, 533, 183
	5 住宅費	829, 875
9 消防費		3, 917, 023
	1 消防費	3, 917, 023
10 教育費		11, 252, 538
	1 教育総務費	525, 928
	2 小中学校費	6, 517, 833
	3 社会教育費	3, 275, 616
	4 保健体育費	933, 161
11 災害復旧費		6, 516, 643
	1 農林水産施設災害復旧費	190, 327
	2 公共土木施設災害復旧費	215, 241
	3 衛生施設災害復旧費	6, 111, 075
12 公債費		9, 078, 914
	1 公債費	9, 078, 914
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		300, 000

款			項	金額
		1 予備費		300, 000
歳	出	合	計	142, 680, 000

第2表継続費

款	項	事 業 名	総額	年度	年割額
			千円		千円
4 衛生費	2 清掃費	河内埋立処分場第4期埋立地	3, 104, 777	2	418, 356
		拡張事業(その2)			
				3	1, 540, 341
				4	1, 146, 080

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事項	期間	限 度 額
情報政策推進システムRPAツール賃借料	令和2年度から	千円 21,368
(令和2年度分)	令和4年度まで	
封入封かん機等アウトソーシング賃借料	令和2年度から	79, 241
(令和2年度分)	令和7年度まで	
電子複合機更新事業	令和2年度から	254, 337
(令和2年度分)	令和7年度まで	
個人住民税額シミュレーションシステム賃借料	令和2年度から	1, 307
(令和2年度分)	令和5年度まで	
税総合システム再構築事業	令和2年度から	1, 256, 880
(令和2年度分)	令和8年度まで	
市長選挙ポスター掲示場設置等委託料	令和2年度から	19, 946
	令和3年度まで	
LINE子育て相談システム構築事業	令和2年度から	3, 168
	令和4年度まで	
医事台帳管理システム構築事業	令和2年度から	4, 234
	令和6年度まで	
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム賃借料	令和2年度から	28, 245
(令和2年度分)	令和7年度まで	
母子保健情報管理システム再構築事業	令和2年度から	30, 210
(令和2年度分)	令和7年度まで	

事項	期間	限 度 額
		千円
農業振興資金利子補給金	令和2年度から	9, 087
(令和2年度貸付分)	令和11年度まで	
青果物価格補償事業準備金	令和2年度から	3,000
(第15業務年間分)	令和5年度まで	
令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給金	令和2年度から	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセ
(令和2年度貸付分)	令和9年度まで	ント以内の割合で計算した利子相当額
小規模事業者経営改善資金利子補給金	令和2年度から	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセ
(令和2年度貸付分)	令和4年度まで	ントの割合で計算した利子の12月分
開成山公園Park-PFI支援業務委託料	令和2年度から	12, 136
	令和3年度まで	
小学校仮設校舎賃借料	令和2年度から	127, 798
(令和2年度分)	令和5年度まで	
校務支援システム賃借料	令和2年度から	210, 280
(令和2年度分)	令和7年度まで	
美術館収蔵品管理公開システム構築事業	令和2年度から	2, 036
	令和6年度まで	

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	 起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
庁舎施設整備事業	11, 200	(1) 借入方法	5.00%以内	起債日から30年以内
		普通貸借又は債券発行	(ただし、利率見直し方式	(うち据置5年以内)の期間
行政センター施設整備事業	43, 300	債券の発行価格は、市	で借り入れる政府資金及び	において資金の融通条件並び
		長が定める。	地方公共団体金融機構資金	に市長の定めるところにより
社会福祉施設整備事業	12, 700	(2) 借入資金	について、利率の見直しを	償還する。ただし、市財政の
		政府資金その他	行った後においては、当該	都合により繰上償還をし、償
老人福祉施設等整備補助事業	86, 900		見直し後の利率)	還年限を短縮し、又は低利債
				に借換えをすることができる
災害援護資金貸付事業	10, 000			ものとする。
保健衛生施設整備事業	16, 300			
公共施設等除却事業	207, 200			
一般廃棄物処理事業	237, 000			
災害等廃棄物処理事業	384, 600			
農業農村整備事業	36, 400			
林道整備事業	22, 800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
観光振興施設整備事業	145, 400			
道路整備事業	343, 300			
には 単本 米	FF0 100			
河川整備事業	558, 100			
 街路整備事業	236, 300			
PIPE IIII J. PIC	200, 000			
公園整備事業	35, 900			
公営住宅建設事業	110, 600			
消防防災設備整備事業	107, 700			
	606, 100			
于仅 双 月加放守定佣争未	000, 100			
(仮称)歴史情報・公文書館	46, 400			
施設整備事業				
美術館整備事業	13, 100			
農林水産施設災害復旧事業	120, 500			
,, <u> </u>	000 700			
公共土木施設災害復旧事業	206, 700			

起 債 0	D目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
衛生施設災害復	旧事業	千円 3,344,100			
臨時財政対策		3, 920, 000			
合	計	10, 862, 600			

令和2年度郡山市国民健康保険特別会計予算

令和2年度郡山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,425,042千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、 「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		5, 109, 563
	1 国民健康保険税	5, 109, 563
2 国庫支出金		6, 022
	1 国庫補助金	6, 022
3 県支出金		19, 942, 251
	1 県補助金	19, 942, 251
4 財産収入		542
	1 財産運用収入	542
5 繰入金		3, 017, 089
	1 他会計繰入金	2, 568, 089
	2 基金繰入金	449, 000
6 繰越金		250, 000
	1 繰越金	250, 000
7 諸収入		99, 575
	1 延滞金、加算金及び過料	81, 002
	2 市預金利子	1
	3 雑入	18, 572
歳 入	合 計	28, 425, 042

<u>, 水 口</u> 款		項	金	額
1 総務費				645, 032
		1 総務管理費		564, 814
		2 徴税費		25, 885
		3 運営協議会費		1, 079
		4 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費		53, 254
2 保険給付費				19, 839, 926
		1 療養諸費		17, 329, 338
		2 高額療養費		2, 387, 361
		3 移送費		200
		4 出産育児諸費		102, 527
		5 葬祭諸費		20, 500
3 国民健康保険事業費納付金				7, 335, 976
		1 医療給付費分		5, 043, 966
		2 後期高齢者支援金等分		1, 750, 940
		3 介護納付金分		541, 070
4 保健事業費				356, 963
		1 特定健康診査等事業費		268, 365
		2 保健事業費		88, 598
5 基金積立金				543
		1 基金積立金		543
6 諸支出金				46, 602
		1 償還金及び還付加算金		46, 602
7 予備費				200, 000
		1 予備費		200, 000
歳	出			28, 425, 042

第2表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額	
					千円
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム賃借料	令和2年度から				103, 073
(令和2年度分)	令和7年度まで				

令和2年度郡山市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度郡山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,524,726千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 保険料		2, 766, 981
	1 後期高齢者医療保険料	2, 766, 981
2 繰入金		749, 622
	1 他会計繰入金	749, 622
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		8, 122
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	8, 100
	3 雑入	21
歳	合 計	3, 524, 726

款			項	金	額
1 総務費					86, 713
		1 総務管理費			73, 642
		2 徴収費			13, 071
2 広域連合納付金					3, 429, 913
		1 広域連合納付金			3, 429, 913
3 諸支出金					8, 100
		1 償還金及び還付加			8, 100
歳	出	合	計		3, 524, 726

令和2年度郡山市介護保険特別会計予算

令和2年度郡山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,510,714千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 保険料		5, 658, 057
	1 介護保険料	5, 658, 057
2 国庫支出金		5, 681, 169
	1 国庫負担金	4, 247, 879
	2 国庫補助金	1, 433, 290
3 支払基金交付金		6, 524, 393
	1 支払基金交付金	6, 524, 393
4 県支出金		3, 545, 071
	1 県負担金	3, 316, 994
	2 県補助金	228, 077
5 財産収入		1, 014
	1 財産運用収入	1, 014
6 繰入金		4, 100, 486
	1 一般会計繰入金	3, 993, 653
	2 基金繰入金	106, 833
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		523
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 市預金利子	1
	3 雑入	512
		25, 510, 714

款	項	金額
1 総務費		691, 918
	1 総務管理費	433, 010
	2 徴収費	19, 570
	3 要介護認定費	238, 214
	4 運営協議会費	1, 124
2 保険給付費		23, 276, 540
	1 介護サービス等諸費	21, 894, 779
	2 高額介護サービス等費	577, 993
	3 特定入所者介護サービス等費	782, 384
	4 その他の諸費	21, 384
3 地域支援事業費		1, 496, 496
	1 地域支援事業費	1, 493, 302
	2 その他の諸費	3, 194
4 基金積立金		1, 014
	1 基金積立金	1, 014
5 諸支出金		14, 746
	1 償還金及び還付加算金	9, 621
	2 介護サービス等諸費	5, 125
6 予備費		30, 000
	1 予備費	30, 000
歳 出	合 計	25, 510, 714

第2表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額	
					千円
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム賃借料	令和2年度から				6, 280
(令和2年度分)	令和7年度まで				

令和2年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和2年度郡山市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,734千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

	款 款	I	 頁	金	額
1 使用料及び手数料					1
		1 使用料			1
2 財産収入					15
		1 財産運用収入			15
3 繰入金					4, 718
		1 一般会計繰入金			4, 718
歳	入	合	計		4, 734

_	NA F								
	款		項			金	額		
	1 土地開発基金費						4	4, 734	
			1 土地開発基金費				4	4, 734	
	歳	出	合	計			4	4, 734	

令和2年度郡山市県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度郡山市の県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,847千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款			項	金	額	
1 保留地処分金					22	2, 611
		1 保留地処分金			22	2, 611
2 清算金収入					Į	5, 190
		1 清算金収入			Į	5, 190
3 諸収入						46
		1 延滞金、加算金及	び過料			46
歳	入	合	計		2	7, 847

_	7374						
	款			項		金	額
ĺ	1 土地区画整理事業費						27, 847
			1 土地区画整理事	業費			27, 847
	歳	出	合	計			27, 847

令和2年度郡山市県中都市計画中谷地土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度郡山市の県中都市計画中谷地土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

_	7474 7 1						
		款		項	金	額	
ĺ	1 清算金収入					25	
			1 清算金収入			25	
	歳	入	合	計		25	

款	7		項	金	額	
1 土地区画整理事業費						25
		1 土地区画整理事	業費			25
歳	出	合	計			25

令和2年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度郡山市の県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,385千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3, 747
	1 使用料	3, 746
	2 手数料	1
2 保留地処分金		15, 555
	1 保留地処分金	15, 555
3 繰入金		78, 082
	1 一般会計繰入金	78, 082
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳	合 計	97, 385

款			項	金	額	
1 土地区画整理事業費						95, 604
		1 土地区画整理事業	業費			95, 604
2 公債費						1, 781
		1 公債費				1, 781
歳	出	合	計			97, 385

令和2年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ729,317千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月19日提出

歳入			(単位	千円)
款	項	金	額	
1 分担金及び負担金				20, 000
	1 負担金			20, 000
2 使用料及び手数料				1, 518
	1 使用料			1, 517
	2 手数料			1
3 国庫支出金				67, 500
	1 国庫補助金			67, 500
4 繰入金			ţ	377, 198
	1 一般会計繰入金		,	377, 198
5 諸収入				1
	1 雑入			1
6 市債				263, 100
	1 市債			263, 100
歳	合 計			729, 317

款			項	金	額	
1 土地区画整理事業費						643, 168
		1 土地区画整理事業	業費			643, 168
2 公債費						86, 149
		1 公債費				86, 149
歳	出	合	計			729, 317

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 263, 100	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、市 長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内	据でのすに限換と おい長還合年間の は関連ないの にに関する にに関する は関連を が以所では が以所でで がはいの にに関する がは、 がは、 がは、 がは、 ではが ではで はで はで はで はで はで はで はで はで は
合 計	263, 100			

令和2年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ960,033千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月19日提出

歳 入			(単位 -	千円)
款	項	金	額	
1 分担金及び負担金			8	80, 000
	1 負担金		8	80, 000
2 使用料及び手数料				2
	1 使用料			1
	2 手数料			1
3 国庫支出金			25	55, 000
	1 国庫補助金		25	55, 000
4 繰入金			27	73, 529
	1 一般会計繰入金		27	73, 529
5 諸収入				2
	1 雑入			2
6 市債			35	51, 500
	1 市債		35	51, 500
歳	合計		96	60, 033

款			項	金	額	
1 土地区画整理事業費						939, 175
		1 土地区画整理事	業費			939, 175
2 公債費						20, 858
		1 公債費				20, 858
歳	出	合	計			960, 033

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業	千円 351, 500	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、市 長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内	起置30年以間に (には のの には のの が以間に のの が以間に のの がい のの がい のの がい のの のが のが のが のが のが のが のが のが のが
合 計	351, 500			

令和2年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度郡山市の県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ616,242千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月19日提出

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1, 348
	1 使用料	1, 347
	2 手数料	1
2 国庫支出金		213, 000
	1 国庫補助金	213, 000
3 繰入金		171, 993
	1 一般会計繰入金	171, 993
4 諸収入		1
	1 雑入	1
5 市債		229, 900
	1 市債	229, 900
歳	合 計	616, 242

款			項		金	額	
1 土地区画整理事業費							608, 025
		1 土地区画整理事	業費				608, 025
2 公債費							8, 217
		1 公債費					8, 217
歳	出	合	吉	t			616, 242

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 229, 900	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、市 長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内	据でのすに限換と おい長還合年間の は関がいるでは が以所では が以所では が以所では がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは
合 計	229, 900			

令和2年度郡山市駐車場事業特別会計予算

令和2年度郡山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,135千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項		金	額
1 使用料及び手数料				145, 003
	1 使用料			145, 001
	2 手数料			2
2 財産収入				656
	1 財産運用収入			656
3 繰入金				324
	1 一般会計繰入金			324
4 諸収入				152
	1 市預金利子			1
	2 雑入			151
歳	合	計		146, 135

款			項	金	額
1 駐車場事業費					114, 78
		1 駐車場管理費			114, 78
2 公債費					31, 34
		1 公債費			31, 34
歳	出	合	計		146, 13

令和2年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計予算

令和2年度郡山市の県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,456千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入

	,,,,,					
	款			項	金	額
1	財産収入					22, 470
			1 財産運用収入			22, 470
2	繰入金					18, 986
			1 一般会計繰入金			18, 986
	歳	入	合	計		41, 456

款			項	金	額	
1 市街地再開発事業費						3, 965
		1 市街地再開発事業	 養費			3, 965
2 公債費						37, 491
		1 公債費				37, 491
歳	出	合	計			41, 456

令和2年度郡山市総合地方卸売市場特別会計予算

令和2年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,764,350千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (地方債)
- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法 は、「第3表地方債」による。

令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		262, 838
	1 使用料	262, 836
	2 手数料	2
2 繰入金		479, 693
	1 一般会計繰入金	479, 693
3 諸収入		99, 519
	1 雑入	99, 519
4 市債		922, 300
	1 市債	922, 300
歳	合 計	1, 764, 350

款		項	金	額
1 総務費				958, 024
	1 総務管理費			297, 224
	2 施設費			660, 800
2 公債費				806, 326
	1 公債費			806, 326
歳 出	合	計		1, 764, 350

第2表継続費

款	項	事 業 名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1 総務費	2 施設費	水産棟冷凍冷蔵設備更新事業	771, 600	2	385, 800
				_	205 200
				3	385, 800

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総合地方卸売市場施設整備事業 資本費平準化債	千円 660, 800 261, 500	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、市 長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内	起置資定るよをえす おい長還合年間で は関びよりの賞しま のは、このは、このは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 とのは、 と
合 計	922, 300			

令和2年度郡山市工業団地開発事業特別会計予算

令和2年度郡山市の工業団地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,026,588千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 県支出金		4, 417
	1 県補助金	4, 417
2 財産収入		768, 151
	1 財産運用収入	1, 102
	2 財産売払収入	767, 049
3 繰入金		13, 420
	1 一般会計繰入金	13, 420
4 市債		240, 600
	1 市債	240, 600
歳 入	合 計	1, 026, 588

~~~						
款			項	金	額	
1 工業団地開発事業費						255, 122
		1 工業団地管理費				5, 648
		2 工業団地造成事	業費			249, 474
2 公債費						771, 466
		1 公債費				771, 466
歳	出	合	計			1, 026, 588

#### 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部第一工業団地造成事業	千円 240, 600	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、市 長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内	据でのすに限換と おい内間ではいの慣信も のは、このは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、
合 計	240, 600			

令和2年度郡山市熱海温泉事業特別会計予算

令和2年度郡山市の熱海温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ646,372千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		94, 888
	1 使用料	94, 887
	2 手数料	1
2 繰越金		551, 436
	1 繰越金	551, 436
3 諸収入		48
	1 市預金利子	1
	2 雑入	47
歳	合 計	646, 372

	款		項	金	額
1 管理委員会費					374
		1 管理委員会費			374
2 総務費					104, 650
		1 総務管理費			104, 650
3 予備費					541, 348
		1 予備費			541, 348
歳	出	合	計		646, 372

令和 2 年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和2年度郡山市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,759千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 繰入金		231
	1 一般会計繰入金	231
2 繰越金		34, 611
	1 繰越金	34, 611
3 諸収入		11, 917
	1 貸付金元利収入	11, 915
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1
歳    入	合 計	46, 759

款			項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	*					34, 911
		1 母子父子寡婦福	祉資金貸付事業費			34, 911
2 公債費						5, 784
		1 公債費				5, 784
3 諸支出金						6, 064
		1 繰出金				6, 064
歳	出	合	計			46, 759

令和2年度郡山市湖南簡易水道事業特別会計予算

令和2年度郡山市の湖南簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230,164千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		640
	1 負担金	640
2 使用料及び手数料		34, 575
	1 使用料	34, 559
	2 手数料	16
3 加入金		51
	1 加入金	51
4 繰入金		189, 036
	1 一般会計繰入金	189, 036
5 諸収入		5, 862
	1 雑入	5, 862
歳    入	合計	230, 164

					·	
	款		項	金	額	
1 水道事業費						101, 270
		1 総務管理費				27, 665
		2 施設費				73, 605
2 公債費						128, 894
		1 公債費				128, 894
歳	出	合	計			230, 164

令和2年度郡山市中田簡易水道事業特別会計予算

令和2年度郡山市の中田簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,726千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1, 938
	1 使用料	1, 935
	2 手数料	3
2 加入金		51
	1 加入金	51
3 繰入金		4, 737
	1 一般会計繰入金	4, 737
歳    入	合 計	6, 726

	款		項	金	額
1 水道事業費					6, 726
		1 総務管理費			425
		2 施設費			6, 301
歳	出	合	計		6, 726

令和2年度郡山市熱海中山簡易水道事業特別会計予算

令和2年度郡山市の熱海中山簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,738千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1, 178
	1 使用料	1, 175
	2 手数料	3
2 加入金		51
	1 加入金	51
3 繰入金		12, 509
	1 一般会計繰入金	12, 509
歳	合 計	13, 738

款			項	金	額	
1 水道事業費						6, 091
		1 総務管理費				251
		2 施設費				5, 840
2 公債費						7, 647
		1 公債費				7, 647
歳	出	合	計			13, 738

令和2年度郡山市多田野財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の多田野財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,724千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1, 361
	1 財産運用収入	1, 359
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		7, 361
	1 繰越金	7, 361
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳	合 計	8, 724

款	項	金額
1 管理会費		831
	1 管理会費	831
2 総務費		1, 072
	1 総務管理費	1, 072
3 農林水産業費		2, 239
	1 林業費	2, 239
4 諸支出金		1, 037
	1 諸費	1, 037
5 予備費		3, 545
	1 予備費	3, 545
歳    出	合 計	8, 724

令和2年度郡山市河内財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の河内財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,435千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 財産収入		8, 845
	1 財産運用収入	2, 644
	2 財産売払収入	6, 201
2 繰越金		2, 587
	1 繰越金	2, 587
3 諸収入		3
	1 市預金利子	2
	2 雑入	1
歳	合 計	11, 435

款	項	金額
1 管理会費		831
	1 管理会費	831
2 総務費		1, 068
	1 総務管理費	1, 068
3 農林水産業費		1, 226
	1 林業費	1, 226
4 諸支出金		1, 037
	1 諸費	1, 037
5 予備費		7, 273
	1 予備費	7, 273
歳    出	合 計	11, 435

令和2年度郡山市片平財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の片平財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ961千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
2 繰越金		958
	1 繰越金	958
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳    入	合 計	961

款			項	金	額
1 管理会費					50
		1 管理会費			50
2 総務費					39
		1 総務管理費			39
3 予備費					872
		1 予備費			872
歳	出	合	計		961

令和2年度郡山市月形財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の月形財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ337千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
2 繰越金		334
	1 繰越金	334
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳	合 計	337

	款		項	金	額
1 管理会費					153
		1 管理会費			153
2 予備費					184
		1 予備費			184
歳	出	合	計		337

令和2年度郡山市舟津財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の舟津財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,708千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1, 355
	1 財産運用収入	1, 355
2 繰越金		22, 170
	1 繰越金	22, 170
3 諸収入		183
	1 市預金利子	7
	2 雑入	176
歳	合 計	23, 708

款	項	金額
1 管理会費		619
	1 管理会費	619
2 農林水産業費		164
	1 林業費	164
3 諸支出金		71
	1 諸費	71
4 予備費		22, 854
	1 予備費	22, 854
歳    出	合 計	23, 708

令和2年度郡山市舘財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の舘財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,465千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

# 第1表歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1, 812
	1 財産運用収入	1, 811
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		23, 645
	1 繰越金	23, 645
3 諸収入		8
	1 市預金利子	7
	2 雑入	1
歳	合 計	25, 465

款	項	金額
1 管理会費		446
	1 管理会費	446
2 農林水産業費		851
	1 林業費	851
3 諸支出金		1, 823
	1 諸費	1, 823
4 予備費		22, 345
	1 予備費	22, 345
歳    出	合 計	25, 465

令和2年度郡山市浜路財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の浜路財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ802千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
2 繰越金		799
	1 繰越金	799
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳    入	合 計	802

款			項	金	額
1 管理会費					76
		1 管理会費			76
2 農林水産業費					47
		1 林業費			47
3 予備費					679
		1 予備費		_	679
歳	出	合	計		802

令和2年度郡山市横沢財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の横沢財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,718千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1, 175
	1 財産運用収入	1, 175
2 繰越金		12, 538
	1 繰越金	12, 538
3 諸収入		5
	1 市預金利子	4
	2 雑入	1
歳	合 計	13, 718

款	項	金額
1 管理会費		446
	1 管理会費	446
2 農林水産業費		320
	1 林業費	320
3 諸支出金		77
	1 諸費	77
4 予備費		12, 875
	1 予備費	12, 875
歳    出	合 計	13, 718

令和2年度郡山市中野財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の中野財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,120千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 財産収入		6
	1 財産運用収入	5
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		1, 110
	1 繰越金	1, 110
3 諸収入		4
	1 市預金利子	3
	2 雑入	1
歳	合 計	1, 120

款			項		金	額
1 管理会費						384
		1 管理会費				384
2 農林水産業費						63
		1 林業費				63
3 予備費						673
		1 予備費				673
歳	出	合		計		1, 120

令和2年度郡山市後田財産区特別会計予算

令和2年度郡山市の後田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,587千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 令和2年2月19日提出

歳入

款	項	金額
1 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
2 繰越金		2, 570
	1 繰越金	2, 570
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳	合 計	2, 587

款			項	金	額	
1 管理会費						217
		1 管理会費				217
2 総務費						62
		1 総務管理費				62
3 予備費						2, 308
		1 予備費				2, 308
歳	出	合	計			2, 587

令和2年度郡山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度郡山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給			水		戸	ī		数	136, 250 戸
(2)	年	F	間	総		給	フ	k	量	37, 887, 000 立方メートル
(3)	_	日		平	均	給	ì	水	量	103, 800 立方メートル
(4)	主	要	な	建	設	改	良	事	業	
		施	設	扨	4	張	改	良	費	4, 808, 031 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		48		入	
第1款 水	道事	業収	益		8, 639, 933 千円
第1項 営	業	収	益		7, 952, 618 千円
第2項 営	業	外 収	益		687, 314 千円
第3項 特	別	利	益		1 千円
		支		出	
第1款 水	道 事	業費	用		6, 992, 802 千円
第1款 水 第1項 営	道 事 業	業 費 費	用 用		6, 992, 802 千円 6, 471, 344 千円
-					
第1項 営	業	費	用		6, 471, 344 千円
第1項 営第2項 営	業 業	費 外 費	用 用		6, 471, 344 千円 430, 998 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,183,578千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額431,729千円、当年度分損益勘定留保資金2,559,117千円及び建設改良積立金2,192,732千円

で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資 収 764,897 千円 本 的 入 第1項 企 業 債 343,900 千円 第2項 出 資 金 6,977 千円 第3項 工 事 負 担 金 及 び 寄 附 411,885 千円 第4項 固 定 資 産 売 金 2, 135 千円 却 代

支 出

第1款 資 本 支 出 5,948,475 千円 的 第1項 建 良 費 4,869,541 千円 設 改 第2項 企 業 還 金 1,078,934 千円 債 償

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	水道施設強靭化事業(西部	千円 1,085,000	2	千円 636, 000
		第二工業団地)		3	449, 000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
未給水地区解消事業	343, 900	証書借入又は証券発行	5.00%以内	借入年度から据置期間を含
				め、30年以内に元利均等又は
				元金均等の方法により償還す
				る。ただし、融通条件又は財
				政の都合により繰上償還を

起債の	の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
					し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借換えをすることが できる。
合	<b>=</b> +	343, 900			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に 流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

 (1) 職
 員
 給
 与
 費
 820,864 千円

 (2) 交
 際
 費
 70 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、124,093千円と定める。

令和2年2月19日提出

令和2年度郡山市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度郡山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1)給 水 事 業 所 数
- (2) 年間総給水量
- (3) 一 日 平 均 給 水 量

1,062,150 立方メートル

12 社

2,910 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

 第1款 工 業 用 水 道 事 業 収 益
 96,138 千円

 第1項 工 水 営 業 収 益
 52,978 千円

 第2項 工 水 営 業 外 収 益
 43,160 千円

支 出

第1款 工 業 用 水 道 事 業 費 用 96,138千円

第1項 工 水 営 業 費 用 96,083千円

第2項 工 水 営 業 外 費 用 54千円

第 3 項 工 水 特 別 損 失 1 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,984千円は、当年度 分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34千円、過年度分損益勘定留保資金340千円及び減債積立金1,610千円で補てんするもの とする。)。

第 1 款 資 本 的 支 出 1,984 千円 第 1 項 建 設 改 良 費 374 千円 第2項 企業債償還金

1,610 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工水営業費用、工水営業外費用、工水特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に 流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職 員 給 与 費

10,593 千円

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,591千円である。 令和2年2月19日提出

令和2年度郡山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度郡山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

ΠΔ

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

玾 107.712 戸 (1) 処 (2) 年 量 28, 489, 781 立方メートル 処 理 水 (3) 一 日 平 均 処 理 水 78,054 立方メートル (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 公 共 下 水 道 建 設 5,623,175 千円 流域下水道建設 57.725 千円 特定環境保全公共下水道建設費 107, 391 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の資産減耗費216,000千円の財源にあてるため、企業債216,000千円を借り入れる。

λ

		-1~			<b>/</b>	
第1款 下	水 道	事 業	収	益		8, 951, 781 千円
第1項 営	業	収		益		5, 561, 640 千円
第2項 営	業	外	収	益		3, 379, 511 千円
第3項 特	別	利		益		10,630 千円
		支			出	
第1款 下	水 道	事 業	費	用		9, 149, 769 千円
第1項 営	業	費	<b>,</b>	用		8,001,844 千円
第2項 営	業	外	費	用		1, 141, 199 千円
第3項 特	別	損	Į	失		6,726 千円
(資本的収入	及び支出)					

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,196,961千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,544千円及び当年度分損益勘定留保資金3,162,417千円で補てんするものとする。)。

収 入 第1款 下 水 道 事 業 資 本 的 収 入 8, 265, 338 千円 第1項 企 3,825,300 千円 債 第2項 他 会 計 出 資 余 2, 111, 825 千円 第3項 負 担 金 及 び 分 担 117, 308 千円 第4項 補 余 2, 210, 905 千円 助 支 出 第1款 下 水 道 事 業 資 本 的 支 出 11,462,299 千円 第1項 建 設 改 良 費 6, 155, 358 千円 余 第2項 企 業 債 償 5, 306, 441 千円 第3項 そ の 他 資 本 500 千円 的支 出 (継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1下水道事業資本	1 建設改良費	下水道管理センター増設ポ	540, 100	2	334, 800
的支出		ンプエ事		3	205, 300

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給金(令和2年度貸付分)	令和2年度から 令和7年度まで	借入期間中における融資残高に対する利子相当 額

事項	期間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給金(令和2年度貸付分)	令和2年度から	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限
損失補償	令和7年度まで	を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は
		一部が回収されなかった場合における当該回収
		されなかった金額に相当する額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	千円 3, 281, 600	証書借入又は証券発行	5. 00%以内	借入年度から据置期間を含め、30年以内に元利均等又は
特別措置分	543, 700			元金均等の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還を
下水道施設等整理事業	216, 000			し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借換えをすることが できる。
슴 計	4, 041, 300			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に 流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 
 (1) 職
 員
 給
 与
 費
 630, 592千円

 (2) 交
 際
 費
 30千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、80,945千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、3,530千円と定める。

令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

令和2年度郡山市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度郡山市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処		珥	1		F	=		数	4, 373 戸
(2)	年	間	絲	È	処	Į	里	水	量	835, 094 立方メートル
(3)	_	日	平	均	5	匹	理	水	量	2, 288 立方メートル
(4)	主	要	な	建	設	改	良	事	業	

農業集落排水事業建設費 (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

15 - 5/4 174 174 174	,,,,,		200 / 2,200 0	
	収		入	
第1款 農 業	集 落 排 水	事 業 収	益	673, 966 千円
第1項 営	業	収	益	137, 015 千円
第2項 営	業外	収	益	536, 950 千円
第3項 特	別	利	益	1 千円
	支		出	
第1款 農業	集 落 排 水	事 業 費	用	672, 475 千円
第1項 営	業	費	用	591,318 千円
第2項 営	業外	費	用	80, 952 千円
第3項 特	別	損	失	205 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額217,218千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,791千円及び当年度分損益勘定留保資金215,427千円で補てんするものとする。)。

177.122 千円

収 入 第1款 農業集落排水事業資本的収入 345, 369 千円 第1項 企 94,400 千円 業 第2項 他 会 計 出 資 金 177, 365 千円 第3項 補 金 73,604 千円 助 支 出 第1款 農業集落排水事業資本的支出 562, 587 千円 第1項 建 177, 122 千円 改 第2項 企 業 債 償 還 金 385, 465 千円

(債務負担行為)

# 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給金(令和2年度貸付分)	令和2年度から	借入期間中における融資残高に対する利子相当
	令和7年度まで	額
水洗便所改造資金利子補給金(令和2年度貸付分)	令和2年度から	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限
損失補償	令和7年度まで	を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は
		一部が回収されなかった場合における当該回収
		されなかった金額に相当する額

(企業債)

## 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
典类集落排业事类	千円	訂書供10八十訂業祭行	5 0004 PLP	供え年度から提案期間も会
農業集落排水事業	94, 400	証書借入又は証券発行 	5.00%以内	借入年度から据置期間を含  め、30年以内に元利均等又は
				元金均等の方法により償還す
				る。ただし、融通条件又は財
				政の都合により繰上償還を

起債の	り目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
					し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借換えをすることが できる。
合	計	94, 400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に 流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第10条 農業集落排水事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、60,768千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、211千円と定める。

令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市部活動指導員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市部活動指導員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第1号に規定する職員 のうち学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)の給与及び費用 弁償に関する事項を定めるものとする。

(給与)

- 第2条 前条の給与とは、報酬をいう。
- 2 給与は、指導員から申出があるときは、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(報酬)

第3条 指導員の報酬の額は、勤務1時間につき1.600円とする。

(報酬の支給)

- 第4条 指導員の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、郡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が規則で定める期日に 支給する。
- 2 指導員に対しては、その者の勤務時間に応じた報酬を支給する。

(通勤に係る費用弁償)

- 第5条 指導員が郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第1項各号に定める通 動手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。
- 2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年郡山市条例 第39号)第28条第2項の規定の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

- 第6条 指導員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。
- 2 旅行に係る費用弁償の額及びその支給方法については、郡山市職員等の旅費に関する条例(昭和 40 年郡山市条例第 31 号)の規定の例による。この場合において、指導員の職務は、給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における1級に相当するものとする。

(休職者の給与)

第7条 休職にされた指導員には、その休職期間中、いかなる給与も支給しない。 (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## (提案要旨)

地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、部活動指導員の給与及び費用弁償について定める。

郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償に関する条例 (趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第1号に規定する職員のうち学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第65条の2に規定するスクールカウンセラー(以下「スクールカウンセラー」という。)及び同規則第65条の3に規定するスクールソーシャルワーカー(以下「スクールソーシャルワーカー」という。)(以下「スクールカウンセラー等」と総称する。)の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。
  - (スクールカウンセラー等の給与)
- 第2条 前条の給与とは、スクールカウンセラーにあっては報酬をいい、スクールソーシャルワーカーにあっては報酬及び期末手当をいう。
- 2 給与は、スクールカウンセラー等から申出があるときは、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。
  - (スクールカウンセラー等の報酬)
- 第3条 スクールカウンセラー等の報酬の額は、勤務1時間につき5,000円を超えない範囲内で、郡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が市長と協議し、教育委員会が規則で定める額とする。
  - (スクールソーシャルワーカーの時間外勤務に係る報酬)
- 第4条 スクールソーシャルワーカーについて定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた当該スクールソーシャルワーカーに対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。
- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、スクールソーシャルワーカーが正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(スクールソーシャルワーカーの期末手当)

- 第5条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。)第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のスクールソーシャルワーカーについて準用する。この場合において、給与条例第23条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したスクールソーシャルワーカーにあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のスクールソーシャルワーカーとしての在職期間における報酬(第4条第1項に規定する時間外勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
- 2 任期の定めが6月に満たないスクールソーシャルワーカーの1会計年度内におけるスクールソーシャルワーカーとしての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該スクールソーシャルワーカーは、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のスクールソーシャルワーカーとみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日までスクールソーシャルワーカーとして任用され、同日の翌日にスクールソーシャルワーカーとして任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のスクールソーシャルワーカーとみなす。

(スクールカウンセラー等の報酬の支給)

- 第6条 スクールカウンセラー等の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、教育委員会が規則で定める期日に支給する。
- 2 スクールカウンセラー等に対しては、その者の勤務時間に応じた報酬を支給する。

(スクールカウンセラー等の通勤に係る費用弁償)

- 第7条 スクールカウンセラー等が給与条例第14条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。
- 2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年郡山市条例 第39号)第28条第2項の規定の例による。

(スクールカウンセラー等の公務のための旅行に係る費用弁償)

- 第8条 スクールカウンセラー等が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。
- 2 旅行に係る費用弁償の額及びその支給方法については、郡山市職員等の旅費に関する条例(昭和40年郡山市条例第31号)の規定の例による。この場合において、スクールカウンセラー等の職務は、給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における2級に相当するものとする。

(休職者の給与)

第9条 休職にされたスクールカウンセラー等には、その休職期間中、いかなる給与も支給しない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# (提案要旨)

地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償について 定める。 郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

(住居手	当)	(住居手当
第13条の2	住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給す	第13条の2
る。		る。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借 り受け、月額9.500円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。) を支払っている職員(公舎(職員を居住させるために設置された居 住用の家屋をいう。以下同じ。) に居住している職員その他市長が 規則で定める職員を除く。)
- (2) 第14条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給さ れる職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他市長が規則 で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9.500円を超える家賃を 支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めら れるものとして市長が規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各 号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該 各号に掲げる額の合計額)とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それ ぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、こ

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給す

改正前

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借 り受け、月額9,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。) を支払っている職員(公舎(職員を居住させるために設置された居 住用の家屋をいう。以下同じ。)に居住している職員その他市長が 規則で定める職員を除く。)
- (2) 第14条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給さ れる職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他市長が規則 で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,000円を超える家賃を 支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めら れるものとして市長が規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各 号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該 各号に掲げる額の合計額)とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それ ぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、こ

れを切り捨てた額) に相当する額

- ア 月額<u>20,500円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 9,500円を控除した額
- イ 月額<u>20,500円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>20,500円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1 が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>)を<u>11,000円</u>に加算した額
- (2) (略)

#### 3 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第16条から第18条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の月額、特地勤務手当の月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

1

ア 月額<u>17,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 9,000円を控除した額

イ 月額<u>17,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>17,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1 が<u>19,000円</u>を超えるときは、<u>19,000円</u>) を<u>8,000円</u>に加算した額

(2) (略)

#### 3 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

れを切り捨てた額) に相当する額

第20条 第16条から第18条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の月額及び特地勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから 7 時間45分(再任用短時間勤務職員にあっては、7 時間45分に勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (提案要旨)

住居手当の最高支給限度額の引上げ等を行うとともに、超過勤務手当等の算出に用いる勤務 1 時間当たりの給与額の算定基礎に寒冷地手当を加える。

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和58年郡山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

	改正後		改正前			
別表(第2条関係)			別表(第2条関係	)		
種類	支給範囲	支給額	種類	支給範囲	支給額	
税務職員及び税	(略)		印刷業務従事職	総務法務課に勤務する職員で印	<u>勤務1月につき</u>	
外収入徴収事務			員の手当	<u>刷業務に専ら従事したもの</u>	2,000円	
従事職員の手当			税務職員及び税	(略)		
			外収入徴収事務			
			従事職員の手当			
(略)			(略)			
備考(略)			備考 (略)			

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# (提案要旨)

印刷業務従事職員の手当の廃止に伴い、所要の改正を行う。

郡山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

## 郡山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

郡山市行政財産使用料条例(昭和42年郡山市条例第86号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前		
(使用	料の額)		(使用料の額)			
第2条	(略)		第2条	(略)		
2 前項	[の規定にかかわらず、1件の使	用料の額が100円に満たないとき				
<u>は、こ</u>	れを100円とする <u>。</u>					
別表(第	2条関係)		別表(第	2条関係)		
区分	使用の種類	使用料	区分	使用の種類	使用料	
土地	建物、施設、工作物、 <u>物件、</u>	(略)	土地	建物、施設、工作物、 <u>物件等</u>	(略)	
	<u>駐車場等</u> の用地等として使用			の用地等として使用する場合		
	する場合( <u>次</u> に掲げるものを			( <u>以下</u> に掲げるものを除く。		
	<b>除く</b> 。)			)		
	(1) 電柱若しくは電話柱若し	(略)		電柱若しくは電話柱若しくは	(略)	
	くはその支柱若しくは支線			その支柱若しくは支線又は鉄		
	又は鉄塔を設置するために			塔を設置するために使用する		
	使用する場合			場合		
				公衆電話所	1個につき1年 790円	
				水道管、下水道管、ガス管、	管類の長さ1メートルにつき	
				地下ケーブル等の管類を布設	<u>1年</u>	
				するために使用する場合	<u>外径が1メートル未満のも</u>	

(2) 前号に掲げるもの以外で 郡山市道路占用料徴収条例 (昭和47年郡山市条例第42 号) 別表に掲げるもの	の 240円         外径が 1 メートル以上のも         の 470円         看板、掲示板等を設置するた         めに使用する場合    表示面積 1 平方メートルにつ     き 1年 1,700円
(略)	(略)
備考	備考
1 (略)	1 (略)
2 この表の使用の種類により難いもの又はこの表に使用の種類の定めの	2 この表に種類の定めがないものに係る使用料の額については、郡山市
ないものに係る使用料の額については、その都度、市長が定める。	道路占用料徴収条例(昭和47年郡山市条例第42号)別表の規定を準用す
	<u>る。</u>
3~5 (略)	3~5 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前 の例による。

# (提案要旨)

行政財産の使用料の額等を改定するとともに、規定を整備する。

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本方針(第3条)
- 第3章 設備及び運営に関する基準(第4条—第32条)

#### 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、法第68条の5第1項の規定に基づき、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

- 第2条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、法以外の他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。
  - (1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。
    - ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること (明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)。
    - イ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。
    - ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)。
  - (2) 居室使用料が無料又は生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)(同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るもの

に限る。)に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

- 第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者 が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる 環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものではければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支 障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

- 第6条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上 上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。
- 3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

- 第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
  - (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 入居定員
  - (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他施設の運営に関する重要事項
- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。 (非常災害対策)
- 第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の態様ごとに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない

(記録の整備)

- 第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (規模)
- 第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。 (サテライト型住居の設置)
- 第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居

- 」という。)を設置することができる。
- 2 サテライト型住居は、本体施設から当該無料低額宿泊所の職員が通常用いる交通手段によりおおむね20分で移動できる範囲に設置する等 、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。
- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。
  - (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下
  - (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下
- 4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ 当該各号に定める人数とする。
  - (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
  - (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下
- 5 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20 条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

- 第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を遵守するものでなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
  - (1)居室
  - (2) 炊事設備
  - (3) 洗面所
  - (4) 便所
  - (5) 浴室
  - (6) 洗濯室又は洗濯場
- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。
  - (1) 共用室

- (2) 相談室
- (3) 食堂
- 6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 居室
    - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居 させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
    - イ地階に設けてはならないこと。
    - ウ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難い場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。
    - エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
    - オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
    - カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
  - (2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
  - (3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
  - (4) 便所 入居定員に適したものを設けること。
  - (5) 浴室
    - ア 入居定員に適したものを設けること。
    - イ 浴槽を設けること。
  - (6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

- 第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち 1 人は施設長としなければならない。
- 2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に 該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。) その他都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、 当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術 を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において 、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法
- 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に 対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項に規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

- 第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所その他都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

- 第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用(第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)を受領することができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 居室使用料
  - (3) 共益費
  - (4) 光熱水費
  - (5) 日用品費
  - (6) 基本サービス費
  - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
  - (2) 居室使用料
    - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

- イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
  - アー人件費、事務費等(前号の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。
  - イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

- 第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの 提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

- 第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。 (状況把握)
- 第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。 (施設長の責務)
- 第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない
- 2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の青務)

- 第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。 (勤務体制の確保等)
- 第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。 (定員の遵守)
- 第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

- 第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

- 第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。
  - (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
  - (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
  - (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
  - (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
  - (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
  - (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
  - (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと
  - (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市長の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

- 第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を 公表しなければならない。

(秘密保持等)

- 第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

- 第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の 設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第 5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第12条第6項第1号ア及びエから力までの規定は、この条例の施行の日以後3年間は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の 法律第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成27年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。
  - (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
  - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
  - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
  - (4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
  - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。
  - (6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たすような 必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第6号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

# (提案要旨)

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める。

郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第33号)の一部を次のように改正する

8	
改正後	改正前
附則	附則
(幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)	(幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)
4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こ	4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こ
ども園に係る第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「	ども園に係る第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「
かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (提案要旨)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市地域交流センター条例の一部を改正する条例

郡山市地域交流センター条例(平成2年郡山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料)	(使用料)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 前項に規定する者以外の者がセンターを使用する場合は、別表に定め	2 前項に規定する者以外の者がセンターを使用する場合は、別表に定め
る使用料を <u>使用前までに納付しなければならない</u> 。	る使用料を <u>前納しなければならない</u> 。
(使用料の徴収の特例)	
第8条の2 市長は、使用者が前条第2項に定める使用料を納付する前に	
使用しないこととなった場合であって、第10条第1号、第2号、第4号	
又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条た	
だし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差	
し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始す	
る前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の	
未納の使用料は徴収しない。	
(利用料金)	(利用料金)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させるとき	2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させるとき
は、使用者は指定管理者に対し、利用料金を使用前までに納付しなけれ	は、使用者は指定管理者に対し、利用料金を <u>前納しなければならない</u> 。
<u>ばならない</u> 。この場合において、第8条の規定は適用しない。	この場合において、第8条の規定は適用しない。
3 (略)	3 (略)
4 市長は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受	4 市長は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受

させるときは、第8条の2の規定並びに第9条の規定及び郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成11年郡山市条例第24号)の規定並びに第10条の規定並びにこれらの規定に基づく規則の規定に準じて、利用料金の徴収、免除及び返還の業務を指定管理者に行わせなければならない。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

させるときは、第9条の規定、郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成11年郡山市条例第24号)の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定並びに第10条の規定及びこれに基づく規則の規定に準じて、利用料金の免除及び返還の業務を指定管理者に行わせなければならない。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 (略)

5 (略)

附則

(施行規則)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の使用許可に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

#### (提案要旨)

郡山市地域交流センターの使用料の徴収手続の見直しを図るため、所要の改正を行う。

郡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

郡山市食品衛生法施行条例(平成12年郡山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「	第1条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「
政令」という。)第8条第1項 <u>の規定に基づく基準</u> 及び食品衛生法(昭	政令」という。)第8条第1項及び食品衛生法(昭和22年法律第233号。
和22年法律第233号。以下「法」という。) 第52条の規定に基づく営業	以下「法」という。) <u>第50条第2項の規定に基づく基準並びに法</u> 第52条
の許可の申請につき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとす	の規定に基づく営業の許可の申請につき徴収する手数料に関し必要な事
<b>る</b> 。	項を定めるものとする。
	(管理運営基準)
	第3条 法第50条第2項の規定による基準は、別表第1又は別表第2のい
	<u>ずれかとする。</u>
	(食品衛生責任者の届出)
	第4条 法第52条第1項の規定により営業の許可を受けた者は、別表第1
	の第1の8又は別表第2の第1の7に規定する食品衛生責任者を設置し
	<u>、又は変更したときは、速やかに規則で定める様式によりその旨を市長</u>
	<u>に届け出なければならない。</u>
(許可申請手数料)	(許可申請 <del>手数料</del> )
<u>第3条</u> 法第52条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、	第5条 法第52条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、
許可の申請の際に、当該許可の申請に係る営業の区分に応じ、 <u>別表</u> に定	許可の申請の際に、当該許可の申請に係る営業の区分に応じ、 <u>別表第3</u>
める手数料を納付しなければならない。	に定める手数料を納付しなければならない。
2 (略)	2 (略)

(手数料の免除)

第4条 (略)

(手数料の免除)

第6条 (略)

別表第1(第3条、第4条関係)

危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

## 第1 施設等における衛生管理

- <u>1</u> 一般事項
  - (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
  - (2) 営業の施設(以下「施設」という。)、設備及び機械器具類の 構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切 な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成 すること。
  - (3) (2)の清掃、洗浄及び消毒の方法が、適切かつ有効であるか否かを必要に応じ評価すること。

## 2 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないよう保つこと。
- (2) 食品取扱所(施設のうち、食品の製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所をいう。以下同じ。)には、不必要な物品等を置かないこと。
- (3) 食品取扱所の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) <u>施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応</u> じて適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (5) 施設の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあっては、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

- (6) 排水溝は、廃棄物の流出を防ぐ等排水が円滑に行われるよう留 意し、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- (7) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (8) 施設内では、動物を飼育しないこと。ただし、食品取扱所と客室等との間に明確に区画された場所を設けることその他衛生上支障がないと認められる措置を講じて動物を飼育する場合については、この限りでない。
- 3 食品取扱設備等の衛生管理
  - (1) 食品取扱設備及びその周囲は、常に清潔に保つこと。
  - (2) 機械器具類は、その使用目的に応じて衛生的に使用すること。
  - (3) 使用する機械器具類は、清掃し、又は洗浄し、かつ、食品に直接接触する部分は、必要に応じて熱湯、蒸気、薬剤等で消毒して常に衛生的にしておくこと。特に、包丁、まな板等は、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに、乾燥させること。
  - (4) 機械器具類は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。
  - (5) 機械器具類は、常に点検し、必要に応じてその結果を記録して おくこと。この場合において、故障、破損等があるときは、速や かに補修する等、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
  - (6) 作業に使用する手袋は、食品に直接接触する部分が繊維製品その他洗浄し、及び消毒することが困難なものでないこと。ただし、衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
  - (7) 温度計、圧力計、流量計等の計器類が正確であるか否か及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置が正常に作動しているか否かを、定期的に点検すること。

- (8) 洗浄剤、消毒剤等の薬剤は、それぞれ明確に表示し、食品、添加物及び容器包装(以下「食品等」という。)と区別して保管すること。
- (9) 洗浄剤、消毒剤等の薬剤を使用するときは、使用目的に応じた ものを適正な濃度で使用し、使用後はこれらが残存することのな いようにすること。
- (10) 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させるともに、専用の場所に保管すること。
- (11) 手洗設備は、清潔に使用できる状態に維持するとともに、手洗いに適した洗浄剤、消毒剤、紙タオル等を常に使用できる状態にしておくこと。
- (12)洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
- (13) 食品の放射線照射業にあっては、1日1回以上、化学線量計を 用いて放射線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。

# 4 ねずみ及び昆虫対策

- (1) 施設及びその周囲は、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、施設内への侵入を防止する措置を講ずること。
- (2) ねずみ及び昆虫の防除作業は、年2回以上実施し、その実施記録を1年間保存するとともに、ねずみ又は昆虫の侵入を認めたときは、食品等に影響を及ぼさないよう直ちに駆除すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組み合わせ並びにねずみ及び昆虫の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にその目的が達成できる方法により防除作業を行う場合にあっては、その方法及び頻度については、この限りでない。

- (3) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品等を汚染しないようその取扱いに十分に注意すること。
- (4) 食品等は、ねずみ及び昆虫による汚染防止対策を講じて、保管すること。

#### 5 廃棄物及び排水の取扱い

- (1) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別し、汚液又は汚臭が漏れないようにすること。
- (2) <u>廃棄物及び排水の処理は、その方法について必要に応じ手順書</u>を作成する等により、適正に行うこと。
- (3) <u>廃棄物は、一時的に保管する場合を除き、食品等を取り扱い、</u> <u>又は保管する区域(これらに隣接する区域を含む。)に保管しな</u> いこと。
- (4) <u>廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。</u>

## 6 食品等の取扱い

- (1) 施設、設備及び人的な処理能力等に応じた食品等の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。
- (2) 食品等の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について確認し、その結果を記録するよう努め、品質、鮮度、表示等に異常のあるもの又はその疑いのあるものは、受け入れないこと。
- (3) 原材料は、使用期限等に応じ適切な順序で使用し、必要に応じて前処理を行った後に加工に供すること。
- (4) 製造、加工、調理等の各工程においては、食品を衛生的に取り 扱うとともに、食品の特性に応じて、時間及び温度の管理に配慮

- し、必要に応じてその管理の状況を記録しておくこと。
- (5) 冷却、加熱、乾燥等特に食品衛生上重点的に管理をする必要がある工程は、十分配慮し、適正に管理すること。
- (6) 食品間の相互汚染を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 冷蔵設備内では、区画して保存すること。
  - <u>イ</u> <u>未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区</u> 分して取り扱うこと。
  - ウ 未加熱の食肉等を取り扱った設備、機械器具類等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- (7) 製造、加工、調理等の全工程において、食品への異物、不衛生な物及び原材料として使用していないアレルゲン(食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第2項に規定する特定原材料等をいう。)が混入しないよう措置を講ずること。
- (8) 添加物は、正確に計量し、適正に使用すること。
- (9) 容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。
- (10) 食品等は、ロットごとに管理し、記録すること。
- (11)製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について 記載した製品説明書を作成し、保存すること。
- (12)製品は、年1回以上衛生検査を自主的に行い、その記録を1年間保存すること。
- (13) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。
- (14) 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤等を用いて適切に消毒すること。

## 7 使用水の管理

- (1) 水道(水道法(昭和32年法律第177号)の適用を受ける水道及 び郡山市給水施設等条例(平成8年郡山市条例第55号)第2条第 1項に規定する施設をいう。以下同じ。)から供給される水以外 の水を使用する場合は、市若しくは他の地方公共団体の機関又は 市長が指定する水質検査機関による検査(以下「水質検査」とい う。)を年1回以上受け、その成績の記録を1年間保存すること 。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合に は、その都度水質検査を行うこと。
- (2) (1) の水質検査の結果、飲用に適さないとされたときは、直ちに使用を中止し、市長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (3) 貯水槽を使用するときは、水槽内を定期的に清掃し、必要に応じて消毒すること。
- (4) 水道以外の給水設備を使用する場合は、滅菌装置又は浄水装置 が正常に作動しているか否かを定期的に確認すること。

# 8 食品衛生責任者の設置

- (1) 営業者(法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。(4)から(6)までにおいて同じ。)は、施設ごとに、当該従事者のうちから食品衛生責任者を定めること。
- (2) 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
  - ア 法第48条第6項各号のいずれかに該当する者
  - イ 政令第9条第1項各号のいずれかに該当する者
  - ウ 栄養士法 (昭和22年法律第245号) 第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を有する者

- 工 調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条第1項の規定により調理師の免許を有する者
- オ 製菓衛生師法 (昭和41年法律第115号) 第3条の規定により 製菓衛生師の免許を有する者
- <u>カ</u> 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年 法律第70号)第12条第5項各号のいずれかに該当する者
- + 船内における食料の支給を行う者に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)第2条の規定により船舶料理士の資格を有する者
- ク 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19 第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市( 以下「都道府県等」という。)の衛生関係条例に基づく資格を 有し、市長が食品衛生責任者の資格を有すると認めた者
- <u>ケ</u> その他市長がアからクまでに掲げる者に準ずる者として認め た者
- (3) 食品衛生責任者は、都道府県等の長(以下「知事等」という。 ) が行う講習会等を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新し い知見の習得に努めること。
- (4) 営業者は、食品衛生責任者に食品衛生に係る管理運営に当たらせること。
- (5) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設 の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項に配慮し、必要に応 じ、営業者に対し意見を述べること。
- (6) 営業者は、(5)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重する こと。

## 9 記録の作成及び保存

- (1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入れ元、製造又は加工等の状態、出荷先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- (2) (1)の記録は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味期限を考慮した流通実態等に応じ、合理的な期間保存すること。

## 10 回収及び廃棄

- (1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収することができるよう回収に係る組織体制、具体的な回収の方法、市長への報告の手順等を定めること。
- (2) 回収した販売食品等は、他の販売食品等と明確に区別して保管 し、市長の指示に従い、廃棄その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 販売食品等の回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意 喚起等のため、当該回収等に関する情報の公表に努めること。

#### 11 管理運営要領の作成

- (1) 施設及び食品等の取扱いに係る衛生上の管理運営について、管理運営要領を作成し、食品取扱者に周知徹底させるよう努めること。
- (2) <u>定期的に施設及び食品等の取扱いに係る衛生状態を確認することにより、(1)で作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。</u>

# 12 検食の保存

(1) 飲食店営業のうち、弁当屋、仕出し屋、旅館等(1回当たり20

食以上又は1日当たり50食以上の食事を提供するものに限る。) の営業者にあっては、食中毒等の発生に備えて検査用の食品等( 以下において、「検食」という。)を、清潔な専用容器を用い、 72時間以上適正温度で保存し、並びに販売食品の配送先、配送時 刻及び配送量を記録し、その記録を合理的な期間保存すること。

(2) (1)に規定するもののほか、食中毒その他の食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、市長が公衆衛生の見地から必要と認めたときは、営業者は、その指示するところにより、検食を保存すること。

#### 13 情報の提供及び報告

- (1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。
- (2) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害(その症状が製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師に診断されたものをいう。)及び法に違反する食品等に関する情報について、速やかに市長に報告すること。
- (3) 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、速やかに市長に報告すること。

# 第2 食品取扱者等に係る衛生管理

- (1) 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に 留意して行うこと。
- (2) 作業中は、食品取扱者に清潔な専用の作業着を着用させ、必要

- に応じて帽子、マスク等を着用させるとともに、当該食品取扱者 が汚染された区域から他の区域へ移動する際は、必要に応じ、清 潔なものへの着替え等をさせること。
- (3) 食品取扱者に作業前、作業中及び用便後適宜手指の洗浄及び消毒を行わせるとともに、使い捨て手袋を使用させる場合には、汚染された食品等を取り扱った後に当該使い捨て手袋を交換させ、手又は食品等を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳に触れる等不適切な行動をさせないこと。
- (4) 食品取扱者の着替え、喫煙、放たん及び食事は、取り扱う食品 等を汚染しないよう所定の場所で行わせること。
- (5) 下痢、腹痛等の症状を呈している又は皮膚の外傷(やけど、切り傷等であって、感染が疑われるものに限る。以下同じ。)のある食品取扱者については、その旨を営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に報告させ、食品衛生上の危害が発生しないよう適切な措置を講ずること。
- (6) 市長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、食品取扱者に検便を受けさせること。この場合において、食中毒の原因となる病原体の保有者等であることが明らかになった場合は、当該病原体を保有していないことが確認されるまで、食品等の取扱作業に従事させないこと。
- (7) 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、(2)から(4)までに掲げる食品取扱者等に係る衛生管理の規定に従わせること。
- 第3 食品取扱者等に対する教育訓練
  - (1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、

調理、販売等が衛生的に行われるよう食品取扱者に対し、食品等 の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの 方法、健康管理その他食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を 実施すること。

(2) 洗浄剤、消毒剤等の薬剤を取り扱う者に対しては、その安全な 取扱いについての教育訓練を実施すること。

# 第4 運搬

- (1) 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、常に清潔にし、及び必要に応じ補修等を行い、食品等の専用であることを明示した専用の車両、コンテナ等を使用する等により、食品等を汚染しないよう適切な状態を維持すること。
- (2) 食品等とそれ以外の貨物を混載する場合は、他の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品等を容器に入れる等他の貨物と区分けすること。
- (3) 運搬中は、温度、湿度等の管理に注意すること。
- (4) 配送時間が長時間に及ばないよう配送経路等にも留意し、時間の管理に注意すること。
- (5) <u>弁当等にあっては、配送経路、出荷時刻等に配慮し、摂食予定</u> 時刻を考慮した配送をすること。

# 第5 販売

- (1) <u>販売量を見込んだ仕入れを行う等により、期限を超えた食品及</u> び添加物を販売しないよう適正な商品管理を行うこと。
- (2) <u>直接日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりする</u> ことのないよう食品の衛生管理に注意すること。

# <u>第6</u> 表示

食品等の表示は、消費者にわかりやすいものとなるよう努めること。特に弁当の類の消費期限の表示は、必要に応じ時間まで記載すること。

## 別表第2(第3条、第4条関係)

危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準

#### 第1 施設等における衛生管理

# 1 一般事項

- (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (2) 施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品 の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定 め、必要に応じ、手順書を作成すること。
- (3) (2)の清掃、洗浄及び消毒の方法が、適切かつ有効であるか否かを必要に応じ評価すること。

#### 2 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないよう保つこと。
- (2) 食品取扱所には、不必要な物品等を置かないこと。
- (3) 食品取扱所の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じて適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (5) 施設の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあっては、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (6) 排水溝は、廃棄物の流出を防ぐ等排水が円滑に行われるよう留 意し、かつ、清掃及び補修を行うこと。

- (7) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (8) 施設内では、動物を飼育しないこと。ただし、食品取扱所と客室等との間に明確に区画された場所を設けることその他衛生上支障がないと認められる措置を講じて動物を飼育する場合については、この限りでない。
- 3 食品取扱設備等の衛生管理
  - (1) 食品取扱設備及びその周囲は、常に清潔に保つこと。
  - (2) 機械器具類は、その使用目的に応じて衛生的に使用すること。
  - (3) 使用する機械器具類は、清掃し、又は洗浄し、かつ、食品に直接接触する部分は、必要に応じて熱湯、蒸気、薬剤等で消毒して常に衛生的にしておくこと。特に、包丁、まな板等は、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに、乾燥させること。
  - (4) 機械器具類は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。
  - (5) 機械器具類は、常に点検し、必要に応じてその結果を記録して おくこと。この場合において、故障、破損等があるときは、速や かに補修する等、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
  - (6) 作業に使用する手袋は、食品に直接接触する部分が繊維製品その他洗浄し、及び消毒することが困難なものでないこと。ただし、衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
  - (7) 温度計、圧力計、流量計等の計器類が正確であるか否か及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置が正常に作動しているか否かを、定期的に点検すること。
  - (8) 洗浄剤、消毒剤等の薬剤は、それぞれ明確に表示し、食品等と 区別して保管すること。

- (9) 洗浄剤、消毒剤等の薬剤を使用するときは、使用目的に応じた ものを適正な濃度で使用し、使用後はこれらが残存することのないようにすること。
- (10)施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させるともに、専用の場所に保管すること。
- (11) 手洗設備は、清潔に使用できる状態に維持するとともに、手洗いに適した洗浄剤、消毒剤、紙タオル等を常に使用できる状態にしておくこと。
- (12)洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
- (13) 食品の放射線照射業にあっては、1日1回以上、化学線量計を 用いて放射線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。

#### 4 使用水の管理

- (1) 水道から供給される水以外の水を使用する場合は、水質検査を 年1回以上受け、その成績の記録を1年間保存すること。ただし 、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その 都度水質検査を行うこと。
- (2) (1) の水質検査の結果、飲用に適さないとされたときは、直ちに使用を中止し、市長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (3) 貯水槽を使用するときは、水槽内を定期的に清掃し、必要に応じて消毒すること。
- (4) 水道以外の給水設備を使用する場合は、滅菌装置又は浄水装置 が正常に作動しているか否かを定期的に確認すること。

## 5 ねずみ及び昆虫対策

(1) 施設及びその周囲は、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除すると

- ともに、施設内への侵入を防止する措置を講ずること。
- (2) ねずみ及び昆虫の防除作業は、年2回以上実施し、その実施記録を1年間保存するとともに、ねずみ又は昆虫の侵入を認めたときは、食品等に影響を及ぼさないよう直ちに駆除すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組み合わせ並びにねずみ及び昆虫の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にその目的が達成できる方法により防除作業を行う場合にあっては、その方法及び頻度については、この限りでない。
- (3) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品等を汚染しないようその取扱いに十分に注意すること。
- (4) 食品等は、ねずみ及び昆虫による汚染防止対策を講じて、保管すること。
- 6 廃棄物及び排水の取扱い
  - (1) <u>廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別し、汚液又は汚臭が漏</u>れないようにすること。
  - (2) <u>廃棄物及び排水の処理は、その方法について必要に応じ手順書</u>を作成する等により、適正に行うこと。
  - (3) <u>廃棄物は、一時的に保管する場合を除き、食品等を取り扱い、</u> 又は保管する区域(これらに隣接する区域を含む。)に保管しな いこと。
  - (4) <u>廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適</u>切に管理すること。
- 7 食品衛生責任者の設置
  - (1) <u>営業者(法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。(4)から(6)までにおいて同じ。)は、施</u>

設ごとに、当該従事者のうちから食品衛生責任者を定めること。

- (2) 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
  - ア 法第48条第6項各号のいずれかに該当する者
  - イ 政令第9条第1項各号のいずれかに該当する者
  - ウ 栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を有する者
  - 工 調理師法第3条第1項の規定により調理師の免許を有する者
  - オ <u>製菓衛生師法第3条の規定により製菓衛生師の免許を有する</u> 者
  - 力 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5 項各号のいずれかに該当する者
  - <u>キ</u> 船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条の規定 により船舶料理士の資格を有する者
  - ク <u>都道府県等の衛生関係条例に基づく資格を有し、市長が食品</u> 衛生責任者の資格を有すると認めた者
  - <u>ケ</u> その他市長がアからクまでに掲げる者に準ずる者として認め た者
- (3) 食品衛生責任者は、知事等が行う講習会等を定期的に受講し、 常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。
- (4) 営業者は、食品衛生責任者に食品衛生に係る管理運営に当たらせること。
- (5) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設 の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項に配慮し、必要に応 じ、営業者に対し意見を述べること。
- (6) 営業者は、(5)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重する

こと。

- 8 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成 法第48条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の 製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される 班を編成すること。
- 9 製品説明書及び製造工程一覧図の作成
  - (1) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質(水分活性、pH等)、殺菌・静菌処理(加熱処理、凍結、加塩、燻煙等)、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成するとともに、当該製品説明書には想定する使用方法や消費者層等を記述すること。
  - (2) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
  - (3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置 に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には 、製造工程一覧図の修正を行うこと。
- 10 食品等の取扱い

次の方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト(以下「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び9の(1)の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

- (2) (1)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、 危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害 の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置(以 下「管理措置」という。)を検討し、危害要因リストに記載する こと。
- (3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認(以下「モニタリング」という。)を必要とするもの(以下「重要管理点」という。)を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。この場合において、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮するとともに、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。
- (4) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準(以下「管理基準」という。)を設定すること。この場合において、管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準とし、温度、時間、水分含量、pH、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標とすること。
- (5) <u>管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製</u> 造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を

設定し、十分な頻度で実施すること。この場合において、モニタ リングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担 当者及び責任者による署名を行うこと。

- (6) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(以下「改善措置」という。)を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。この場合において、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むものとする。
- (7) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の 発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で 検証を行うこと。

#### 11 管理運営要領の作成

- (1) 施設及び食品等の取扱いに係る衛生上の管理運営について、管理運営要領を作成し、食品取扱者に周知徹底させるよう努めること。
- (2) 定期的に施設及び食品等の取扱いに係る衛生状態を確認することにより、(1)で作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

#### 12 記録の作成及び保存

- (1) 10の(1)及び(2)の危害分析、10の(3)の重要管理点の決定並び に10の(4)の管理基準の決定について記録を作成し、保存するこ と。
- (2) 10の(5)のモニタリング、10の(6)の改善措置及び10の(7)の検 証について記録を作成し、保存すること。
- (3) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱

- <u>う食品に係る仕入れ元、製造又は加工等の状態、出荷先その他必</u>要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- (4) (1)から(3)までの記録は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味 期限を考慮した流通実態等に応じ、合理的な期間保存すること。

## 13 回収及び廃棄

- (1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収することができるよう回収に係る組織体制、具体的な回収の方法、市長への報告の手順等を定めること。
- (2) 回収した販売食品等は、他の販売食品等と明確に区別して保管 し、市長の指示に従い、廃棄その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 販売食品等の回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意 喚起等のため、当該回収等に関する情報の公表に努めること。

## 14 検食の保存

- (1) 飲食店営業のうち、弁当屋、仕出し屋、旅館等(1回当たり20 食以上又は1日当たり50食以上の食事を提供するものに限る。) の営業者にあっては、食中毒等の発生に備えて検食を、清潔な専 用容器を用い、72時間以上適正温度で保存し、並びに販売食品の 配送先、配送時刻及び配送量を記録し、その記録を合理的な期間 保存すること。
- (2) (1)に規定するもののほか、食中毒その他の食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、市長が公衆衛生の見地から必要と認めたときは、営業者は、その指示するところにより、検食を保存すること。

## 15 情報の提供及び報告

- (1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。
- (2) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害(その症状が製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師に診断されたものをいう。)及び法に違反する食品等に関する情報について、速やかに市長に報告すること。
- (3) 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、速やかに市長に報告すること。

# 第2 食品取扱者等に係る衛生管理

- (1) 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
- (2) 作業中は、食品取扱者に清潔な専用の作業着を着用させ、必要に応じて帽子、マスク等を着用させるとともに、当該食品取扱者が汚染された区域から他の区域へ移動する際は、必要に応じ、清潔なものへの着替え等をさせること。
- (3) 食品取扱者に作業前、作業中又は用便後適宜手指の洗浄及び消毒を行わせるとともに、使い捨て手袋を使用させる場合には、汚染された食品等を取り扱った後に当該使い捨て手袋を交換させ、手又は食品等を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳に触れる等不適切な行動をさせないこと。
- (4) 食品取扱者の着替え、喫煙、放たん及び食事は、取り扱う食品等

を汚染しないよう所定の場所で行わせること。

- (5) 下痢、腹痛等の症状を呈している又は皮膚の外傷のある食品取扱者については、その旨を営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に報告させ、食品衛生上の危害が発生しないよう適切な措置を講ずること。
- (6) 市長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、食品取扱者 に検便を受けさせること。この場合において、食中毒の原因となる 病原体の保有者等であることが明らかになった場合は、当該病原体 を保有していないことが確認されるまで、食品等の取扱作業に従事 させないこと。
- (7) 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、(2)から(4)までに掲げる食品取扱者等に係る衛生管理の規定に従わせること。

#### 第3 食品取扱者等に対する教育訓練

- (1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう食品取扱者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理その他食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (2) 洗浄剤、消毒剤等の薬剤を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

# 第4 運搬

(1) 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、常に清潔にし、及び 必要に応じ補修等を行い、食品等の専用であることを明示した専用 の車両、コンテナ等を使用する等により、食品等を汚染しないよう

#### 別表 (第3条関係)

許可の申請に係る営業の区分	手数料の名称	単位	金額
(略)			
政令第35条第15号に規定する	(略)		
魚介類競り売り営業			
政令第35条第16号に規定する	(略)		
魚肉練り製品製造業			

適切な状態を維持すること。

- (2) 食品等とそれ以外の貨物を混載する場合は、他の貨物からの汚染 を防止するため、必要に応じ、食品等を容器に入れる等他の貨物と 区分けすること。
- (3) 運搬中は、温度、湿度等の管理に注意すること。
- (4) 配送時間が長時間に及ばないよう配送経路等にも留意し、時間の 管理に注意すること。
- (5) <u>弁当等にあっては、配送経路、出荷時刻等に配慮し、摂食予定時</u>刻を考慮した配送をすること。

#### 第5 販売

- (1) <u>販売量を見込んだ仕入れを行う等により、期限を超えた食品及び</u> 添加物を販売しないよう適正な商品管理を行うこと。
- (2) 直接日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりすることのないよう食品の衛生管理に注意すること。

# 第6 表示

食品等の表示は、消費者にわかりやすいものとなるよう努めること 。特に弁当の類の消費期限の表示は、必要に応じ時間まで記載するこ と。

## 別表第3 (第5条関係)

許可の申請に係る営業の区分	手数料の名称	単位	金額
(略)			
政令第35条第15号に規定する	(略)		
<u>魚介類せり売営業</u>			
政令第35条第16号に規定する	(略)		
魚肉ねり製品製造業			

(略)

政令第35条第26号に規定する
しょうゆ製造業

(略)

(略)

政令第35条第31号に規定する

<u>麺類製造業</u>

(略)

(略)

(略)

政令第35条第26号に規定する<u>醤油製造業許可申請手数料</u>
(略)

<u>醤油製造業</u>
(略)

政令第35条第31号に規定するめん類製造業許可申請手数料 (略)
めん類製造業
(略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第5条の基準は、この条例による改正前の郡山市食品衛生法施行条例第3条の管理運営基準とする。

(郡山市保健所設置条例の一部改正)

3 郡山市保健所設置条例(平成8年郡山市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)							
		区分	単位	金額	備考			区分	単位	金額	備考
(略	各)					(⊞	各)				
6	(略)					6	(略)				
水	基準検査	(1)~(3) (略)	(略)			水	基準検査	(1)~(3) (略)	(略)		
道		(4) 郡山市食品衛生法施行条例の一部を				道		(4) 郡山市食品衛生法施行条例(平成12			
水		改正する条例(令和2年郡山市条例第				水		年郡山市条例第22号) 別表第1の第1			
等		号)の規定による改正前の郡山市食品				等		の7の(1)に規定する水質検査			
の		衛生法施行条例(平成12年郡山市条例				の					
試		第22号) 別表第1の第1の7の(1)に規				試					

験	定する水質検査	験	i		
	(5) • (6) (略)			(5) • (6) (略)	
(略	9)	(	略)		

# (提案要旨)

食品衛生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、関係条例の改正を行う。

郡山市動物愛護管理員設置条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市動物愛護管理員設置条例

(動物愛護管理員)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第37条の3第1項の規定に基づき、動物愛護管理担当職員として、本市に動物愛護管理員 を置く。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

#### (提案要旨)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員を置く。

郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成8年郡山市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(変更の届出等)	(変更の届出等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 第4条第1項及び <u>前条</u> の規定は、前項の規定による届出があった場合に	2 第4条第1項及び第5条の規定は、前項の規定による届出があった場合
準用する。	に準用する。
(浄化槽管理士に対する研修)	
第11条の2 保守点検業者は、その設置する浄化槽管理士に、第2条第2項	
の有効期間ごとに1回以上、規則で定める浄化槽の保守点検の業務に関す	
<u>る研修を受けさせなければならない。</u>	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項又は第3項の登録を受けている者のうち、令和3年3月31日までに 同条第2項の有効期間が満了し、かつ、同条第3項の更新の登録を受けようとするものにあっては、当該更新の登録に当たっては、この条例による改正後 の第11条の2の規定は、適用しない。

#### (提案要旨)

浄化槽法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例

郡山市総合地方卸売市場条例(平成13年郡山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、郡山市総合地方卸売市場(以下「市場」という。)	第1条 この条例は、郡山市総合地方卸売市場(以下「市場」という。)
を設置し、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の	を設置し、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。) <u>及</u>
規定に基づき、市場の業務、施設の管理等に関し、必要な事項を定め、	び福島県卸売市場条例(昭和46年福島県条例第68号。以下「県条例」と
市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引	<u>いう。)</u> の規定に基づき、市場の業務、施設の管理等に関し、必要な事
の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを	項を定め、市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料
目的とする。	品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資
	することを目的とする。
(定義)	(定義)
第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該	第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 卸売業者 <u>第8条の2</u> 第1項の規定により <u>市長</u> の許可を受けて市場	(2) 卸売業者 <u>法第58条</u> 第1項の規定により <u>知事</u> の許可を受けて市場に
において卸売の業務を行う者をいう。	おいて卸売の業務を行う者をいう。
(3) せり人 市場において卸売のためのせり売に従事する者として、卸	(3) せり人 市場において卸売のためのせり売に従事する者として、卸
売業者が <u>第13条第1項</u> の規定により <u>市長</u> に届け出た者をいう。	売業者が <u>県条例第19条第2項</u> の規定により <u>知事</u> に届け出た者をいう。
(4) (略)	(4) (略)
(5) 買受人 第22条第1項又は第23条第1項の規定により市長の承認を	(5) 買受人 第22条第1項又は第23条第1項の規定により市長の承認を

受け、市場において卸売業者及び仲卸業者から卸売を受ける者をいう

(6) (略)

(業務運営の基本原則)

第3条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人等その他 の卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に 対し、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(取扱品目)

- 第4条 市場の取扱品目は、その部類ごとに、次に掲げる生鮮食料品等とす る。
  - (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、規則 で定める生鮮食料品等を従たる取扱品目とする。
  - (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、規則で 定める生鮮食料品等を従たる取扱品目とする。
  - (3) 花き部 花き及びその加工品を主たる取扱品目とし、規則で定める生 鮮食料品等を従たる取扱品目とする。

(開場の期日)

- 第5条 市場は、次に掲げる日(以下「休場日」という。)を除き、毎日 開場する。
  - (1) 日曜日(1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。)
  - (2) (3) (略)
- 2 (略)

(開場時間等)

第6条 市場の開場時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、 第6条 市場の開場時間は、午前5時から午後3時までとする。ただし、 市長が市場業務の運営上特に必要があると認めたときは、開場時間を変し

受け、市場において卸売業者から卸売を受ける者(仲卸業者を除く。 )をいう。

(6) (略)

(取扱品目)

- 第4条 市場の取扱品目は、その部類ごとに、次に掲げる生鮮食料品等とす る。
  - (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める生鮮食料 品等
  - (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定める生鮮食料品 等
  - (3) 花き部 花き及びその加工品

(開場の期日)

- 第5条 市場は、次に掲げる日(以下「休場日」という。)を除き、毎日 開場する。
  - (1) 日曜日
  - (2) (3) (略)
- 2 (略)

(開場時間等)

市長が市場業務の運営上特に必要があると認めたときは、開場時間を変

更することができる。

第8条 (略)

(卸売業の許可)

- 第8条の2 卸売業者になろうとする者は、規則で定めるところにより市長 に申請し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行うものとする。
- 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、 同項の許可をしないものとする。
- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の 執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算 して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が、第12条の2又は第80条第1項の規定による許可の取消しを 受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が、卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は 資力信用を有する者でないと認められるとき。
- (5) 申請者の業務を執行する役員のうちに、次のいずれかに該当する者が あるとき。
- ア 破産者で復権を得ないもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処 せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ とがなくなった日から起算して2年を経過しないもの
- (6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条の最高限度を超える こととなるとき。

(保証金の預託)

更することができる。

第8条 (略)

(保証金の預託)

第9条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内 第9条 卸売業者は、知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して

に、保証金を市長に預託しなければならない。

2~6 (略)

第12条 (略)

(許可の取消し)

- 第12条の2 市長は、卸売業者が第8条の2第3項第1号、第2号又は第5号のいずれかに該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。
- <u>2</u> 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を 取り消すことができる。
  - (1) 第8条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に第9条第 1項の保証金を預託しないとき。
  - (2) 第8条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内にその業務 を開始しないとき。
- (3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) その業務を的確に遂行していないと認めるとき、又はその業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

- 第12条の3 <u>卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。</u> )の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けに
  - ついて市長の認可を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継する。
- 2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。
- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところによ

1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2~6 (略)

第12条 (略)

り市長に申請しなければならない。

4 第8条の2第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第8条の2第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第12条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継した法人」と、「その許可」とあるのは「その認可」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

- <u>第12条の4</u> <u>卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく</u> その旨を市長に届け出なければならない。
  - (1) 名称、商号又は住所を変更したとき。
  - (2) 定款、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
  - (3) 卸売の業務を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している業務を 再開したとき。
- 2 <u>卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なくその旨</u>を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

- 第12条の5 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則(昭和46年 農林省令第52号)別記様式第2号により事業報告書を作成し、当該事業年 度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。
- 2 <u>卸売業者は、前項に規定する事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、</u>1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は 販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったとき は、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みが ないと認める者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認す る目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合 (仲卸業の許可)

第15条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは 、同項の許可をしないものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 申請者の業務を執行する役員のうちに、次のいずれかに該当する者 があるとき。

ア (略)

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法に違反して罰金の刑に処せら れた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けること がなくなった日から起算して2年を経過しないもの

(6) (略)

(売買取引の方法)

第34条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは|第34条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げ 入札の方法又は相対による取引(以下「相対取引」という。)によらな ければならない。

(仲卸業の許可)

第15条 (略)

(略)

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは 、同項の許可をしないものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 申請者の業務を執行する役員のうちに、次のいずれかに該当する者 があるとき。

ア (略)

- イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは県条例の規定に違反 して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその 刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しな いもの
- ウ 市場の卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人である者
- (6) (略)

(売買取引の方法)

- る区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならな い。
- (1) せり売又は入札によることが適当である生鮮食料品等として規則で 定めるもの せり売又は入札の方法

- (2) 毎日の卸売予定数量について、せり売又は入札の方法によることが 適当である生鮮食料品等として規則で定めるもの 規則で定める割合 に相当する部分については、せり売又は入札の方法、それ以外の部分 については、せり売若しくは入札又は相対取引の方法
- (3) 前2号に定める生鮮食料品等以外の生鮮食料品等 せり売若しくは 入札又は相対取引の方法
- 2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる生鮮食料品等(同項第2号に掲げる生鮮食料品等にあっては、同号の規則で定める割合に相当する部分に限る。)については、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当であると認めたときは、相対取引の方法によることができる。
  - (1) 災害が発生した場合
  - (2) 入荷が遅延した場合
  - (3) 卸売の相手方が少数である場合
  - (4) せり売又は入札の方法により生じた残品の卸売をする場合
  - (5) 卸売業者と仲卸業者又は買受人との間においてあらかじめ締結した 契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
  - (6) 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその 他やむを得ない理由により通常の販売開始時刻前に卸売をする場合
  - (7) 第43条第1項ただし書の規定により、買受人等以外の者に対して卸売をする場合
- 3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる生鮮食料品等について は、次の各号のいずれかに該当する場合であって市長が指示したときは 、せり売又は入札の方法によらなければならない。
  - (1) 市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(卸売の相手方の制限)

第43条 卸売業者は、卸売の業務について、買受人等以外の者に対して卸し 売をしてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による卸売を行った卸売業者は、毎月、その卸売に 係る品目の卸売数量等を規則で定める報告書により、翌月15日までに市長 に報告しなければならない。

(販売開始時刻前の卸売の禁止)

則で定める場合は、この限りでない。

(売買取引条件の公表)

第45条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用そ

- (2) 市場における生鮮食料品等の需要が一時的に著しく増加した場合
- 4 市長は、第1項に規定する売買取引の方法を変更しようとするときは 、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の利害関係人の意見を聴くととも に、その内容を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

(卸売の相手方の制限)

- 第43条 卸売業者は、卸売の業務について、買受人等以外の者に対して卸 売をしてはならない。ただし、規則で定める場合であって市長が買受人 等の買受けを不当に制限することとならないと認めたときは、この限り でない。
- 2 前項ただし書の規定による承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に 係る品目の卸売数量を規則で定める報告書により、翌月15日までに市長に 報告しなければならない。

(販売開始時刻前の卸売の禁止)

第44条 卸売業者は、販売開始時刻前に卸売をしてはならない。ただし、規|第44条 卸売業者は、第34条第1項第1号及び第2号に掲げる生鮮食料品等 (同項第2号に掲げる生鮮食料品等にあっては、同号の規則で定める割合 に相当する部分に限る。)について、販売開始時刻前に卸売をしてはなら ない。ただし、規則で定める場合であって市長の承認を受けたとき、又は やむを得ない理由により販売開始時刻前に卸売をすることを市長が認めた ときは、この限りでない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第45条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場においてその許 可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手 方として生鮮食料品等を買い受けてはならない。

の他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負 担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基 準を含む。)

(仲卸業者の業務の規制)

第49条 仲卸業者は、市場内において次に掲げる行為をしてはならない。 ただし、第2号に掲げる行為については、規則で定める場合は、この限 りでない。

(1)・(2) (略)

入れを行った物品の販売数量等を規則で定める報告書により、翌月15日 までに市長に報告しなければならない。

#### (仲卸業者の業務の規制)

第49条 仲卸業者は、市場内において次に掲げる行為をしてはならない。 ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取 扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者から買い入れるこ とが困難な場合であって、市長が市場における取引の秩序を乱すおそれ がないと認めたときは、この限りでない。

(1) • (2) (略)

- 2 仲卸業者は、前項第2号の行為を行う場合は、規則で定めるところに より市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をするかどうかの決定を当該物品に関する取引の 状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査し て行うものとする。
- 2 前項ただし書の規定により買入れを行った仲卸業者は、毎月、当該買 | 4 第1項ただし書の規定により買入れを行った仲卸業者は、毎月、当該 買入れを行った物品の販売数量を規則で定める報告書により、翌月15日 までに市長に報告しなければならない。

(物品取引の方法)

(市場外にある物品の卸売)

第50条 卸売業者は、市場外において卸売をしたときは、卸売数量等を規則で定める報告書により、翌月15日までに市長に報告しなければならない。 (卸売物品の引取り)

第51条 (略)

2 (略)

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その 卸売価格(<u>せり売若しくは入札の方法</u>又は相対取引に係る価格にその100 分の10に相当する金額を加えた価格をいう。以下同じ。)が買受人等に対 する卸売価格より低いときは、その差額を当該買受人等に請求することが できる。

(卸売予定数量等の公表)

第54条 (略)

2 (略)

- 3 卸売業者は、その日の卸売の販売開始時刻までに、当日販売する物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に販売された主要な品目の数量及びその卸売価格を公表するものとする。
- 4 卸売業者は、売買取引の方法ごとに、当日卸売した物品について、主要 な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を速やかに公表するも のとする。この場合において、卸売価格については、産地別に高値、中値

第50条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、電子商取引に係る取引物品で、一定の規格を有し、品質が安定したものについては、この限りでない。

<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、現品又は見本によって卸売を行うことが困 難であるときは、銘柄によることができる。

(卸売物品の引取り)

第51条 (略)

2 (略)

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その 卸売価格(<u>せり売若しくは入札</u>又は相対取引に係る価格にその100分の10 に相当する金額を加えた価格をいう。以下同じ。)が買受人等に対する卸 売価格より低いときは、その差額を当該買受人等に請求することができる

(卸売予定数量等の公表)

第54条 (略)

2 (略)

及び安値に区分して行うものとする。

の卸売の販売開始時刻までに、当日販売される物品について、主要な品 目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に販売された主要な品目の 数量及びその卸売価格を公表するものとする。

6~8 (略)

9 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励 金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付 額(第45条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に 係るものに限る。)を公表するものとする。

(仕切り及び送金)

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸 売をした日の翌日(委託者との特約がある場合には、その特約の期日)ま でに当該受託物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札の方法又は相 対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数 量の積の合計額、当該合計額の100分の10に相当する金額(当該委託者の 青めに帰すべき理由により第62条ただし書の規定による卸売代金の変更を した受託物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価 と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額)、控除 すべき第60条の委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担と なる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引 仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を記載した売買仕切書を送付す るとともに売買仕切金を送付しなければならない。

第62条 (略)

(決済の方法)

5 市長は、第1項及び第2項の規定により報告を受けたときは、その日│3 市長は、前2項の規定により報告を受けたときは、その日の卸売の販 売開始時刻までに、当日販売される物品について、主要な品目の数量及 びその主要な産地並びに前開場日に販売された主要な品目の数量及びそ の卸売価格を公表するものとする。

4~6 (略)

(仕切り及び送金)

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸 売をした日の翌日(委託者との特約がある場合には、その特約の期日)ま でに当該受託物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引 に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積 の合計額、当該合計額の100分の10に相当する金額(当該委託者の責めに 帰すべき理由により第62条ただし書の規定による卸売代金の変更をした受 託物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量 の積の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額)、控除すべき 第60条の委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費 用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金 額(以下「売買仕切金」という。)を記載した売買仕切書を送付するとと もに売買仕切金を送付しなければならない。

第62条 (略)

第62条の2 市場における売買取引の決済は、第55条から前条までに定め るもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参 加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

(改善措置命令)

- 第78条 市長は、市場における卸売、仲卸し及び関連事業の業務の適正かつ 健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該業者に対し、 業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。 (市場秩序の保持等)
- 第79条 市場へ入場する者及び取引参加者(以下「入場者等」という。) は、市場において秩序を乱し、又は公共の利害を害する行為をしてはな らない。
- 2 入場者等は、自己の商品、容器その他の物件を整理し、市場施設の清 潔の保持に努めなければならない。
- し、入場の制限等適切な措置をとることができる。 (監督処分)

これらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他 違反を是正するため必要な措置を命じ、第8条の2第1項の許可を取り 消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売業務の全部又は一部の停止 を命ずることができる。

#### 2~4 (略)

(物品の品質管理の方法)

第81条の2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、卸売の業務に係る物品|第81条の2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、卸売の業務に係る物品 の品質管理に関する次に掲げる事項について、食品衛生法(昭和22年法律

(改善措置命令)

第78条 市長は、市場における仲卸し及び関連事業の業務の適正かつ健全な 運営を確保するため必要があると認めるときは、当該業者に対し、業務又 は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(市場秩序の保持等)

- 第79条 市場へ入場する者(以下「入場者」という。)は、市場において 秩序を乱し、又は公共の利害を害する行為をしてはならない。
- 2 入場者は、自己の商品、容器その他の物件を整理し、市場施設の清潔 の保持に努めなければならない。
- 3 前2項の規定に関し、市長は必要があると認めたときは、入場者等に対 1 3 前2項の規定に関し、市長は必要があると認めたときは、入場者に対し 、入場の制限等適切な措置をとることができる。 (監督処分)
- 第80条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は↓第80条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は↓ これらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他 違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めてそ の卸売業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

### 2~4

(物品の品質管理の方法)

の品質管理に関する次に掲げる事項について、市長が規則で定める方法に

<u>第233号)その他の食品安全に関わる法律及び</u>規則で定める方法に従わなければならない。

(1)~(4) (略)

(協議会の設置)

第82条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、郡山市総合地方卸売市場運営協議会(以下「協議会」という。)を置き、次に掲げる事項を協議する

(1)~(3) (略)

(4) この条例の変更 (開場の期日及び時間、卸売の業務に係る売買取引及び代金決済の方法、卸売の物品の品質管理の方法、卸売を行う者に関する事項並びに卸売りの業務を行う者以外の関係事業者に関する事項に限る。) に関する事項

従わなければならない。

(1)~(4) (略)

(協議会の設置)

第82条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、郡山市総合地方卸売市場運営協議会(以下「協議会」という。)を置き、次に掲げる事項を協議する

(1)~(3) (略)

(4) この条例の変更 (県条例第4条第1項第3号から第7号までに掲げる事項に限る。) に関する事項

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の卸売市場法 (以下「旧卸売市場法」という。)第55条第1項の規定による許可を受けて郡山市総合地方卸売市場において卸売の業務(旧卸売市場法第4条第2項第4 号に規定する卸売の業務をいう。)を行っている者は、この条例の施行の日において、改正後の条例第8条の2第1項の規定による許可を受けたものとみ なす。

#### (提案要旨)

卸売市場法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

郡山市道路占用料徴収条例(昭和47年郡山市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前			
(趣旨)			(趣旨)			
第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180-	号。以下「	法」という。	第1条 この	条例は、道路法(昭和27年法律第18	0号。以下「	法」という。
) <u>第39条第2項及び第39条の2第5項</u> の規定に基	をづき、市が	が徴収する道	) <u>第39条</u> 第	<u>31項</u> の規定に基づき、市が徴収する	道路占用料	の額及び徴収
路占用料の額及び徴収方法並びに占用入札におけ	ける占用料の	の額の最低額	方法につい	ヽて定めるものとする。		
<u>の下限の額</u> について定めるものとする。						
(占用入札における占用料の額の最低額の下限の	)額)					
第5条の2 法第39条の2第5項の条例で定めると	5用入札に	おける占用料				
の額の最低額の下限の額は、別表占用料の欄にな	とめる金額(	こ、入札対象				
施設等(同条第1項に規定する入札対象施設等を	<u>を</u> いう。)(	の種類その他				
の事項を勘案して市長が定める期間を乗じて得た額とする。						
2 市長は、第4条各号のいずれかに該当すると記	認める場合(	_ よ、前項の規				
	さいて別に	占用入札にお				
ける占用料の額の最低額の下限の額を定めること	とができる。					
別表(第2条 <u>、第5条の2</u> 関係)			│ │別表(第2条	·関係)		
占用物件等	Ł	5用料		占用物件等		5用料
	単位	金額			単位	金額
法第32条第1第1種電柱	(略)	<u>510円</u>	法第32条第 1	第1種電柱	(略)	<u>440円</u>
項第1号に掲第2種電柱		<u>790円</u>	項第1号に掲	第2種電柱	]	680円
げる工作物 第3種電柱		1, 100円	げる工作物	第3種電柱	]	920円

第 1 種電話柱 第 2 種電話柱 第 3 種電話柱 その他の柱類 共架電線その他上空に設ける線類 (略) 地下に設ける電線その他の線類	460円 730円 1,000円 46円 5円
第3種電話柱 その他の柱類 共架電線その他上空に設ける線類 (略)	<u>1,000円</u> <u>46円</u>
その他の柱類 共架電線その他上空に設ける線類 (略)	46円
共架電線その他上空に設ける線類(略)	
	<u>5円</u>
地下に設ける電線その他の線類	
	<u>3円</u>
路上に設ける変圧器 (略)	<u>450円</u>
地下に設ける変圧器(略)	<u>270円</u>
変圧塔その他これに類するもの及び(略)	910円
公衆電話所	
郵便差出箱及び信書便差出箱	380円
広告塔(略)	1,900円
その他のもの(略)	<u>910円</u>
法第32条第1 外径が0.07メートル未満のもの (略)	<u>19円</u>
項第2号に掲 外径が0.07メートル以上0.1メート	<u>27円</u>
げる物件ル未満のもの	
外径が0.1メートル以上0.15メート	<u>41円</u>
ル未満のもの	
外径が0.15メートル以上0.2メート	55円
ル未満のもの	
外径が0.2メートル以上0.3メートル	82円
未満のもの	
外径が0.3メートル以上0.4メートル	110円
未満のもの	
外径が0.4メートル以上0.7メートル	190円

	第1種電話柱		400円
	第2種電話柱		<u>630円</u>
	第3種電話柱		<u>870円</u>
	その他の柱類		<u>40円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	<u>4円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>2円</u>
	路上に設ける変圧器	(略)	<u>390円</u>
	地下に設ける変圧器	(略)	<u>240円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び	(略)	<u>790円</u>
	公衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>330円</u>
	広告塔	(略)	<u>1, 700円</u>
	その他のもの	(略)	<u>790円</u>
法第32条第1	外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>17円</u>
項第2号に掲	外径が0.07メートル以上0.1メート		<u>24円</u>
げる物件	ル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メート		<u>36円</u>
	ル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メート		<u>47円</u>
	ル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル		<u>71円</u>
	未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル		<u>95円</u>
	未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル		<u>170円</u>

	未満のもの			
	外径が0.7メ	ートル以上1メートル		<u>270円</u>
	未満のもの			
	外径が1メ-	-トル以上のもの		<u>550円</u>
法第32条第 1	項第3号及び	第4号に掲げる施設	(略)	<u>910円</u>
法第32条第1	(略)	(略)		(略)
項第5号に掲		(略)		(略)
げる施設		(略)		(略)
	上空に設ける	5通路		<u>930円</u>
	地下に設ける	5通路		<u>560円</u>
	その他のもの	)		<u>910円</u>
法第32条第1	祭礼、縁日そ	その他の催しに際し、一	(略)	<u>19円</u>
項第6号に掲	時的に設ける	<b>るもの</b>		
げる施設	その他のもの	)	(略)	<u>190円</u>
道路法施行令	看板(アー	一時的に設けるもの	(略)	<u>190円</u>
(昭和27年政	チであるも	その他のもの	(略)	<u>1, 900円</u>
令第479号。	のを除			
以下「政令」	<b>〈</b> 。)			
という。) 第	標識	<u></u>	(略)	<u>730円</u>
7条第1号に	旗ざお	祭礼、縁日その他の催	(略)	<u>19円</u>
掲げる物件		しに際し、一時的に設		
		けるもの		
		その他のもの	(略)	<u>190円</u>
	幕(政令第	祭礼、縁日その他の催	(略)	<u>19円</u>
	7条第4号	しに際し、一時的に設		

	未満のもの			
	外径が0.7メ・	ートル以上 1 メートル		240円
	未満のもの			
	外径が 1 メー	-トル以上のもの		<u>470円</u>
法第32条第1	項第3号及び	第4号に掲げる施設	(略)	<u>790円</u>
法第32条第1	(略)	(略)		(略)
項第5号に掲		(略)		(略)
げる施設		(略)		(略)
	上空に設ける	通路		870円
	地下に設ける	通路		<u>520円</u>
	その他のもの	)		<u>790円</u>
法第32条第1	祭礼、縁日ぞ	一の他の催しに際し、一	(略)	<u>17円</u>
項第6号に掲	時的に設ける	らもの		
げる施設	その他のもの		(略)	<u>170円</u>
道路法施行令	看板(アー	一時的に設けるもの	(略)	<u>170円</u>
(昭和27年政	チであるも	その他のもの	(略)	<u>1, 700円</u>
令第479号。	のを除			
以下「政令」	<b>く。)</b>			
という。)第	標識		(略)	<u>630円</u>
7条第1号に	旗ざお	祭礼、縁日その他の催	(略)	<u>17円</u>
掲げる物件		しに際し、一時的に設		
		けるもの		
		その他のもの	(略)	<u>170円</u>
	幕(政令第	祭礼、縁日その他の催	(略)	<u>17円</u>
	7条第4号	しに際し、一時的に設		

	に掲げるエ	けるもの				に掲げるエ	けるもの		
	事用施設で	その他のもの	(略)	190円		事用施設で	その他のもの	(略)	170円
	あるものを					あるものを			
	除く。)					除く。)			
	アーチ	車道を横断するもの	(略)	1,900円		アーチ	車道を横断するもの	(略)	<u>1,700円</u>
		その他のもの		<u>930円</u>			その他のもの		<u>870円</u>
政令第7条第	2号に掲げる	工作物	(略)	<u>910円</u>	政令第7条第	52号に掲げる	工作物	(略)	<u>790円</u>
政令第7条第	4号に掲げる	工事用施設及び同条第	(略)	<u>190円</u>	政令第7条第	4号に掲げる	工事用施設及び同条第	(略)	<u>170円</u>
5号に掲げる	工事用材料				5号に掲げる	工事用材料			
政令第7条第	6号に掲げる	の仮設建築物及び同条第		91円	政令第7条第	6号に掲げる	の仮設建築物及び同条第		<u>79円</u>
7号に掲げる	施設				7号に掲げる	施設			
政令第7条第	トンネルの」	ヒ又は高架の道路の路面	(略)	A1こ0.016を乗	政令第7条第	トンネルのよ	工は高架の道路の路面	(略)	A1=0.017を乗
8号に掲げる	下(当該路面	面下の地下を除く。)に		じて得た額	8号に掲げる	下(当該路面	下の地下を除く。)に		じて得た額
施設	設けるもの				施設	設けるもの			
	上空に設ける	るもの		A1=0.023を乗		上空に設ける	らもの		A1こ0.024を乗
		T		じて得た額			T		じて得た額
	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)
		(略)		(略)			(略)		(略)
		(略)		(略)			(略)		(略)
	その他のもの	D		Aに0.033を乗		その他のもの	)		A1こ0.034を乗
				じて得た額					じて得た額
政令第7条第	建築物			A1こ0.016を乗	政令第7条第	建築物			A1こ0.017を乗
9号に掲げる				じて得た額	9号に掲げる				じて得た額
施設	(略)			(略)	施設	(略)			(略)
政令第7条第	建築物			A1こ0.023を乗	政令第7条第	建築物			A1=0.024を乗

10号に掲げる		じて得た額	10号に掲げる		じて得た額
施設及び自動	(略)	(略)	施設及び自動	(略)	(略)
車駐車場			車駐車場		
政令第7条第	トンネルの上又は高架の道路の路面	Aに0.016を乗	政令第7条第	トンネルの上又は高架の道路の路面	A1こ0.017を乗
11号に掲げる	下に設けるもの	じて得た額	11号に掲げる	下に設けるもの	じて得た額
応急仮設建築	上空に設けるもの	Aに0.023を乗	応急仮設建築	上空に設けるもの	Aに0.024を乗
物		じて得た額	物		じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗		その他のもの	A1こ0.034を乗
		じて得た額			じて得た額
政令第7条第	12号に掲げる器具	Aに0.033を乗	政令第7条第	12号に掲げる器具	A1こ0.034を乗
		じて得た額			じて得た額
政令第7条第	トンネルの上又は自動車専用道路(	Aに0.016を乗	政令第7条第	トンネルの上又は自動車専用道路(	A1こ0.017を乗
13号に掲げる	高架のものに限る。)の路面下に設	じて得た額	13号に掲げる	高架のものに限る。)の路面下に設	じて得た額
施設	けるもの		施設	けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗		上空に設けるもの	A1こ0.024を乗
		じて得た額			じて得た額
	その他のもの	A1こ0.033を乗		その他のもの	A1こ0.034を乗
		じて得た額			じて得た額
備考(略	)		備考(略	<b>§</b> )	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

# (提案要旨)

市道に係る占用料の額を改定するとともに、占用入札に係る規定を整備する。

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係規程の整備に関する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係規程の整備に関する条例

(県中都市計画事業富田第二土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 県中都市計画事業富田第二土地区画整理事業施行規程(平成2年郡山市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第27条 (略)	第27条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、市長は、清算金を納付すべき者の資	
力が乏しいため別表第1に定める分割徴収する期限に当該清算金	
<u>を納付することが困難であると認めるときは、当該分割徴収する</u>	
<u>期限を10年以内とすることができる。</u>	
<u>3</u> (略)	<u>2</u> (略)
4 第1項 <u>及び第2項</u> の規定により清算金を分割徴収し、又は分割	<u>3</u> 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場
交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は <u>法第103条第</u>	合において、当該清算金に付すべき利子は <u>年6パーセント</u> とし、
4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、	第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付する
第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付する	ものとする。
ものとする。	
<u>5</u> 第1項 <u>及び第2項</u> の規定により清算金を分割徴収し、又は分割	<u>4</u> 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場
交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期	合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回
限は、前回の納付期限又は交付期限の翌日から起算してそれぞれ	の納付期限又は交付期限の翌日から起算してそれぞれ6月目又は
6月目又は1年目とする。	1年目とする。
6 第1項 <u>及び第2項</u> の規定により清算金を分割徴収し、又は分割	<u>5</u> 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場
交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総	合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回

額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納 付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にそ の回の利子を加えた金額とする。

交付する場合において、市長は、毎回の徴収又は交付金額及び毎 回の納付期限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交 付を受ける者に通知する。

8~12 (略)

(延滞金)

第28条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認める ときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交 付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にその回の利子 を加えた金額とする。

7 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割 6 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 合において、市長は、毎回の徴収又は交付金額及び毎回の納付期 限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交付を受ける 者に通知する。

7~11 (略)

(延滞金)

第28条 (略)

(県中都市計画事業伊賀河原土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付する ものとする。

第2条 県中都市計画事業伊賀河原土地区画整理事業施行規程(平成6年郡山市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第27条 (略)	第27条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、市長は、清算金を納付すべき者の資	
力が乏しいため別表第1に定める分割徴収する期限に当該清算金	
<u>を納付することが困難であると認めるときは、当該分割徴収する</u>	
期限を10年以内とすることができる。	
<u>3</u> (略)	<u>2</u> (略)
<u>4</u> 第1項 <u>及び第2項</u> の規定により清算金を分割徴収し、又は分割	3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場
交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は <u>法第103条第</u>	合において、当該清算金に付すべき利子は <u>年6パーセント</u> とし、
4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、	第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付する

ものとする。

- 5 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割|4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期 限は、前回の納付期限又は交付期限の翌日から起算してそれぞれ 6月目又は1年目とする。
- 交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総 額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納 付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にそ の回の利子を加えた金額とする。
- 7 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割|6 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 交付する場合において、市長は、毎回の徴収又は交付金額及び毎 回の納付期限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交 付を受ける者に通知する。

8~12 (略)

(延滞金)

第28条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認める ときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- 合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回 の納付期限又は交付期限の翌日から起算してそれぞれ6月目又は 1年目とする。
- 6 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割│5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回 数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交 付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にその回の利子 を加えた金額とする。
  - 合において、市長は、毎回の徴収又は交付金額及び毎回の納付期 限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交付を受ける 者に通知する。

7~11 (略)

(延滞金)

第28条 (略)

(県中都市計画事業徳定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 県中都市計画事業徳定土地区画整理事業施行規程(平成6年郡山市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第27条 (略)	第27条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、市長は、清算金を納付すべき者の資	
力が乏しいため別表第1に定める分割徴収する期限に当該清算金	

を納付することが困難であると認めるときは、当該分割徴収する 期限を10年以内とすることができる。

3 (略)

- 4 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割│3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は法第 103 条 し、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付し するものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割│4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期 限は、前回の納付期限又は交付期限の翌日から起算してそれぞれ 6月目又は1年目とする。
- 交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総 額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納 付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にそ の回の利子を加えた金額とする。
- 交付する場合において、市長は、毎回の徴収又は交付金額及び毎 回の納付期限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交 付を受ける者に通知する。

8~12 (略)

(延滞金)

第28条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認める

(略)

- 合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセントとし、 第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率と| 第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付する ものとする。
  - 合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回 の納付期限又は交付期限の翌日から起算してそれぞれ6月目又は 1年日とする。
- 6 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割 5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回 数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交 付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にその回の利子 を加えた金額とする。
- 7 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割 6 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 合において、市長は、毎回の徴収又は交付金額及び毎回の納付期 限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交付を受ける 者に通知する。

7~11 (略)

(延滞金)

第28条 (略)

(県中都市計画事業大町土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 県中都市計画事業大町土地区画整理事業施行規程(平成17年郡山市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正後

(清算金の分割徴収又は分割交付)

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、清算金を納付すべき者の資 力が乏しいため別表第1に定める分割徴収する期限に当該清算金 を納付することが困難であると認めるときは、当該分割徴収する 期限を10年以内とすることができる。

3 (略)

- 4 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収する場合にお いて、当該清算金に付すべき利子は法第103条第4項の規定による 公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収 すべき期日の翌日から付するものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割 交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期 限は、前回の納付期限又は交付期限の翌日から起算してそれぞれ 6月目又は1年目とする。
- 6 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割|5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総 額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納 付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にそ の回の利子を加えた金額とする。
- 7 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割|6 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 交付する場合において、市長は、毎回の徴収又は交付金額及び毎

(略)

第23条 (略)

3 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、当該 清算金に付すべき利子は年6パーセントとし、第1回の分割徴収 すべき期日の翌日から付するものとする。

改正前

- 4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場 合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回 の納付期限又は交付期限の翌日から起算してそれぞれ6月日又は 1年目とする。
- 合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回 数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交 付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にその回の利子 を加えた金額とする。
- 合において、市長は、毎回の徴収又は交付金額及び毎回の納付期

回の納付期限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。

8~12 (略)

(延滞金)

第24条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認める ときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。 限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交付を受ける 者に通知する。

<u>7</u>~<u>11</u> (略)

(延滞金)

第24条 (略)

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (提案要旨)

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、清算金徴収に係る権利者の救済措置を追加する。

郡山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

## 郡山市都市公園条例の一部を改正する条例

郡山市都市公園条例(昭和40年郡山市条例第112号)の一部を次のように改正する。

改正後				
		別表第3(第10条関係)		
		公園の使用料		
		1~2 (略)		
		3 公園を占用する場合		
単位	金額	区分	単位	金額
		(略)		
(略)	910円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電	(略)	<u>790円</u>
		話所		
1個につき1年	380円			
(略)	910円	送電塔その他これに類するもの	(略)	<u>790円</u>
(略)	<u>730円</u>	標識	(略)	<u>630円</u>
莇 (略)	<u>19 円</u>	水道管、ガス管外径0.4メートル未満	(略)	95円
_		等の地下埋設物		
	<u>27円</u>			
_				
	<u>41円</u>			
<b>⊣</b>	EETT			
	<del>22円</del>			
	(略) 1個につき1年 (略) (略)	1個につき1年 380円 (略) 910円 (略) 910円 (略) 730円 (略) 19 円	別表第3(第10条関係) 公園の使用料 1~2 (略) 3 公園を占用する場合  単位 金額  区分 (略) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所  1個につき1年 380円 (略) 910円 (略) 730円 (略) 730円 (略) 19 円 (略) 19 円 27円 41円	別表第3 (第10条関係) 公園の使用料 1~2 (略) 3 公園を占用する場合  区分 単位 (略) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 (略) 話所 <u>1個につき1年</u> 380円 (略) 910円 (略) 910円 (略) 19 円 (略) 730円 (略) 19 円 (略) 19 円 27円 41円

外径が0.2メートル以上		82円
<u>0.3メートル未満のもの</u>		
外径が0.3メートル以上		<u>110円</u>
<u>0. 4メートル未満のもの</u>		
外径が 0.4 メートル以上		<u>190円</u>
<u>0.7メートル未満のもの</u>		
外径が0.7メートル以上1		<u>270円</u>
メートル未満のもの		
外径が1メートル以上の		<u>550円</u>
<u>もの</u>		
看板、掲示板類	(略)	<u>190円</u>
工事用施設	(略)	<u>190円</u>
工事用材料置場		

## 備考

- 1 使用期間が1月に満たない場合の使用料については、算出した額に 100分の110を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)とする。
- 2 1件の使用料の額が100円に満たないときは、これを100円とする。
- <u>3</u> この表の区分により難いもの又はこの表に区分の定めのないものに係る使用料の額については、その都度、市長が定める。
- 4 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

9	<u> </u>		<u>170円</u>
看板、掲示板類		(略)	<u>170円</u>
工事用施設		(略)	<u>170円</u>
工事用材料置場			

### 備考

使用期間が1月に満たない場合の使用料については、算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)とする。

4 (略)

2 改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については の例による。	た、なお従前

# (提案要旨)

都市公園を占用する場合の使用料の額等の改正を行う。

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例(平成28年郡山市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)	
第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第	第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第</u>	
<u>243条の2の2第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の	<u>243条の2第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償	
賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該	責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償	
賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。	責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# (提案要旨)

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例(昭和42年郡山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	郡山市消防団員の定員、任免、給与 <u>及び</u> 服務等に関する条例		
(趣旨)	(趣旨)		
第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及	第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及		
び第23条第1項の規定に基づき、郡山市消防団員の定員、任免、給与 <u>、</u> 服	び第23条第1項の規定に基づき、郡山市消防団員の定員、任免、給与 <u>及び</u>		
務等について必要な事項を定めるものとする。	服務等について必要な事項を定めるものとする。		
(定員)	(定員)		
第2条 郡山市消防団員の定員は、2,500人とする。	第2条 郡山市消防団員の定員は、 <u>2,700人</u> とする。		
(資格)	(資格)		
第3条 消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない	第3条 消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない		
0	o		
(1) - (2) (略)	(1) - (2) (略)		
(3) 市内に <u>居住し、勤務し、又は通学する</u> 者	(3) 市内に <u>居住する</u> 者		
(失格条項)	(失格条項)		
第5条 消防団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身	第5条 消防団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身		
分を失う。	分を失う。		
(1) (略)	(1) (略)		
(2) <u>第3条第3号に該当しない者となった</u> とき。	(2) 市長が定める区域(以下「指定区域」という。)外に転出したとき。		
(休暇の承認等)	(休暇の承認等)		

- 第9条 消防団員が引き続き10日以上居住地を離れる場合又は病気療養等の 第9条 消防団員が引き続き10日以上指定区域を離れる場合又は、病気療養 ため休暇を必要とする場合は、あらかじめ、任命権者の承認を受けなけれ ばならない。
- 2 消防団員は、特別の事情がない限りその半数以上が居住地を離れること 2 消防団員は、特別の事情がない限りその半数以上が指定区域を離れるこ はできない。
- 等のため休暇を必要とする場合は、あらかじめ命権者の承認を受けなけれ ばならない。
  - とはできない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (提案要旨)

消防団員の定員、資格等を改正するとともに、規定を整備する。

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例

郡山市体育施設条例(昭和48年郡山市条例第63号)の一部を次のように改正する。

和四川,作刊他改		ラフ ひ 間でののか アに政立	. 7 '0'		
改正後		改正前			
(名称及び位置)		(名称及び位置)			
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称       位置		名称 位置			
(略)			(略)		
スポーツ広場	(略)		スポーツ広場	(略)	
	東部スポーツ広場	(略)		東部スポーツ広場	(略)
				西田スポーツ広場	郡山市西田町鬼生田
					字黒田301番地の1
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
磐梯熱海スポ		(略)	磐梯熱海スポ	体育館	(略)
ーツパーク	多目的グラウンド		ーツパーク	多目的グラウンド	
	郡山サッカー・ラグビー場			<u>熱海サッカー場</u>	
	郡山スケート場			郡山スケート場	
(略)			(略)		
別表第4(第8条関係)		別表第4(第8条関係)			
総合運動場等(開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート		総合運動場等(開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート			
場を除く。)の使用料		場を除く。)の使用料			

### 1 (略)

## 2 貸切使用料

施設名	使用料
(略)	
磐梯熱海スポーツパーク郡山	1時間につき1,600円
<u>サッカー・ラグビー場</u>	
(略)	

## 備考 (略)

## 3 設備等使用料

種別	区分		使用料
附属設備	(略)		
	温水シ	(略)	
	ャワー	西部サッカー場	(略)
		磐梯熱海スポーツパーク郡山	1室1時間につ
		<u>サッカー・ラグビー場</u>	<u>き500円</u>
		(略)	
	(略)		
(略)			

### 1 (略)

## 2 貸切使用料

施設名	使用料		
(略)			
磐梯熱海スポーツパーク熱海	サッカーコート	1時間につき1,600円	
<u>サッカー場</u>	<u>貸室棟</u>	1時間につき500円	
(略)			

## 備考 (略)

#### 3 設備等使用料

5 战师等这位行				
種別	区分使用料			
附属設備	(略)			
	温水シ	(略)		
	ャワー	西部サッカー場	(略)	
		(略)		
	(略)			
(略)				

# 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## (提案要旨)

西田スポーツ広場の廃止並びに熱海サッカー場の名称の変更及び附属設備の新設に伴い、所要の改正を行う。

包括外部監査契約について 次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。 令和2年2月19日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期 令和2年4月1日

3 契約金額 金12,500,000円を上限とする額

4 費用の支払方法 契約の定めるところによる。

5 契約の相手方 住所 郡山市咲田一丁目1番23号

氏名 鈴 木 一 徳

資格 公認会計士

6 支 出 科 目 令和2年度

一般会計

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総務管理費

(目) 1 総務法務費

### (提案要旨)

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結する。